

## むつ市議会第223回定例会会議録 第4号

議事日程 第4号

平成27年3月10日（火曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問（市政一般に対する質問）

（1）9番 東 健 而 議員

（2）14番 浅 利 竹二郎 議員

（3）22番 鎌 田 ちよ子 議員

（4）8番 佐 賀 英 生 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（24人）

2番	横垣成年	3番	工藤孝夫
4番	佐々木肇	5番	川下八十美
6番	目時睦男	7番	村川壽司
8番	佐賀英生	9番	東健而
10番	石田勝弘	11番	富岡幸夫
12番	斉藤孝昭	13番	濱田栄子
14番	浅利竹二郎	15番	中村正志
16番	半田義秋	18番	大瀧次男
19番	富岡修	20番	佐々木隆徳
21番	上路徳昭	22番	鎌田ちよ子
23番	菊池光弘	24番	岡崎健吾
25番	白井二郎	26番	山本留義

欠席議員（1人）

17番	村中徹也
-----	------

説明のため出席した者

市長	宮下宗一郎	副市長	新谷加水
教育長	遠島進	公営企業者 管理委員会 委員長	遠藤雪夫
監査委員	阿部昇	選挙管理 委員会 委員長	畑中政勝
農委員会 委員長	立花順一	総務政策 部 部長	伊藤道郎
財務部長	石野了	民生部長	松尾秀一
民生部 保健福祉 部 部長	猪口和則	保健福祉 部 部長	花山俊春
経済部長	浜田一之	建設部長	鏡谷晃
下水道 部 部長	酒井嘉政	川内庁舎 長	松本大志
大畑庁舎 長	畑中恒治	野所 舎 長	白尾芳春
会管総政 理出納室 計者務部 部長	鹿内徹	選挙管理 委員会 局長	館健二

農委會 農務局 局長	工	藤	初	男	教育部 長	古	川	俊	子
公營企業 局長	齊	藤	鐘	司	總政政推 策進	高	橋		聖
總政副總 策理課 務課長	川	西	伸	二	總政副企課 策理調 画課長	光	野	義	厚
財政推 務進 部策監	柳	谷	孝	志	財副財 務政課 部長	氏	家		剛
民政推 生進 部策監 年金長	畑	中	秀	樹	保福政推介課 社進福 護課長	井	田	敦	子
保福副兒課 社理家 童家長	掛	端	正	広	保福副健課 社理推 康課長	赤	田	貴	生
經政推 濟進 部策監	二本柳			茂	經副商課 濟理觀 工課長	金	澤	寿々	子
教委事政推總 員務進 課課長	寺	島		誠	民国年總 生金主 括課長	藤	島		純
保福介福總 社社主 括課長	千代谷		賀	士子	經農振 濟畜課 林興課長	雪	田	一	彦
經農振總 林興主 括課長	酒	井	一	雄	監事總 查務主 括課長	伊	藤	恭	雄
總政總主 策務 課長	中	村	智	郎	總政企調主 策整 課長	齊	藤	洋	一
保福介福主 社社 課長	高	松	英	浩	教委事總主 員務 課長	畑	中		涉
總政企調主 策整主 任	岩	瀬	圭	吾	保福介福主 社社主 任	菊	池		円

育会局課査  
員務務主  
務部課事  
務部課事  
教委事総主  
総政総主

池 田 雅 文  
小 島 勝

務部課査  
策務主  
総政総主

栗 橋 恒 平

事務局職員出席者

事務局長  
総括主幹  
主任主査

柳 田 論  
佐 藤 孝 悦  
村 口 一 也

次 長  
主 幹  
主 事

濱 田 賢 一  
小 林 睦 子  
山 本 翼

## ◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（山本留義） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は24人で定足数に達しております。

## ◎諸般の報告

○議長（山本留義） 本日、諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（山本留義） 本日の会議は議事日程第4号により議事を進めます。

## ◎日程第1 一般質問

○議長（山本留義） 日程第1 一般質問を行います。

今日は、東健而議員、浅利竹二郎議員、鎌田ちよ子議員、佐賀英生議員の一般質問を行います。

## ◎東 健而議員

○議長（山本留義） まず、東健而議員の登壇を求めます。9番東健而議員。

（9番 東 健而議員登壇）

○9番（東 健而） おはようございます。9番、市誠クラブの東健而です。

さて、質問に入る前に、時間を少々いただき申し上げたいことがございます。私は、自民党員でも民主党員でもございません。ふだんから議員の本分とは何かを自分に問い、硬直化している政治とは関係なく、このむつ市民のために何かをした

いと思いながら活動をしている一議員であります。まず、そのことを申し上げておきたいと思えます。

次に、ことしは戦後70年、阪神・淡路大震災から20年、3月11日、明日は東日本大震災から4年目を迎えます。そして、むつ市は4日後の3月14日で合併後10年目、節目の日を迎えようとしています。この間、今まで合併後を指導し、激動の年を乗り切ってきた故杉山市長と、当時の議長をしていた故宮下順一郎前市長のお二人がお亡くなりになりました。また、在任特例議員としてともに歩み、途中で亡くなられた議員の方々が10人おられます。これを機に、その生前中のご活躍をしのび、改めて衷心よりご冥福をお祈り申し上げます。

さて、その後のむつ市は、前市長の宮下順一郎氏のご子息である若い市長が、その遺志を継ぎ、市政を担うことになりました。市長は、合併時のことはよくわからないと思いますが、最近のマスコミの露出度を見ていると、非常に驚くことが多く、就任わずか間に、形にこだわらない奇抜なアイデア提示とフットワークのよさに脱帽していますが、だからといって市政に停滞は許されません。私は、これからの10年がむつ市の正念場だと思っています。

私は、今まで時折指摘してきましたが、当市は衰退が加速し、市全体の人口減少に歯どめがかからず、旧町村部の現状は取り返しがつかないほど過疎化に拍車がかかっています。対策は待ったなしであります。

また、経済の縮小による税収の落ち込み、交付税の減額で当市の将来を憂えると同時に、何ともしこの状態打開を考えていかなければなりません。若い宮下宗一郎市長には、これから東京オリンピックや北海道新幹線開業、地熱発電所建設、ジオパーク構想など、すばらしい追い風になる要素があります。これらの動きを的確に捉え、目先

のことにとらわれず、地方創生に大いに利用すべきと考えます。そして、もっと市民の期待に沿った独自の構想を展開し、雇用の場創出で衰退不安を払拭し、市民をぐいぐい引っ張っていただきたいと思います。それが市長の初めての予算議会における市民の期待と要望であると申し上げて、むつ市議会第223回定例会に当たり、通告どおり一般質問に入ります。

1 項目め、合併10年の節目が財政に与える影響についてであります。1 点目、縮小する経済が市の財政に及ぼす影響について。繰り返しますが、当市は合併後3月14日で10年を迎えます。今まで恩恵を受けてきた交付税の算定が4市町村の優遇措置から1市に限定されることになり、交付税が相当減額になることが決まっております、その分苦しい財政運営を強いられることとなります。また、人口減少と少子高齢化、生活保護者の増加により税収の減少に歯どめがかからない中、当市の今後は歳入不足が顕著になり、多難なかじ取りを迫られることとなりますが、交付税の影響が財政全般に及ぼす影響について、疑問点を提示しながら質問したいと思います。

まず、当市の経済は縮小しています。市長は、初めての予算査定を済ませたと思いますが、今後の市政をどのように乗り切ろうとしているのか。施政方針とは別に、改めて財政運営に対する市長の覚悟とご認識をお伺いいたします。

また、今後大きく変化するだろう地方交付税制度と、市としての今後の対応についてお聞かせください。

2 点目、プライマリーバランスについてであります。少し財政の中身をお聞きいたします。財政が逼迫してくると歳入と歳出のプライマリーバランス、基礎的財政収支が心配であります。これを見ることで財政運営が健全かどうかの判断ができます。これは、自治体の財政収支において借入金

を除いた税収などの歳入と、過去の借り入れに対する元金の利払いを除いた歳出のそのことを言いますが、当市の基礎的財政収支は健全か、借金に頼らない行政サービスをしているかどうか、議員であれば知らなければならぬものであります。財政の状態がどうなっているか、プライマリーバランス、基礎的財政収支の状況をお知らせいただきたい。

3 点目、財政の現況を見る4指標についてであります。4指標については、少々難儀な解釈がありますので、インターネットからの転用をお許しいただきたいと思います。これは、一般会計の赤字を見る実質赤字比率と全会計を含めた赤字を見る連結実質赤字比率、年間の借金返済額を見る実質公債費比率、現在の借金残高を見る将来負担比率の4つの指標がありますが、この一つでも黄色の信号がともっている指標があれば、再建計画の策定が課せられます。また、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率のいずれかが赤信号だと、国の管理下での財政再建が義務づけられます。

過去に財政破綻で問題になった夕張市は、現在再建中ではありますが、当時夕張市が赤字再建団体に転落したのは、行政と議員が余りにも財政問題に無関心だったことが指摘されていきました。このとき多くの自治体が自己判断が甘かったことで相当慌てていた記憶があります。

当時の読売新聞の記事を引用させていただきますが、夕張市では特別職は報酬が60%カット、市議報酬は全国最低レベル、職員は段階的に半減、給料は30%カット、上下水道の使用料は大幅にアップ、市民税も大幅アップ、4人家族の年収400万円世帯で年16万6,000円の負担増と説明されました。また、行政負担ができなくなり、老人ホームは閉鎖、図書館や公衆浴場、野球場や公衆トイレも閉鎖になりました。さらに、商工会議所や老人

クラブ、指定管理などへの補助金の全面廃止など、大なたを振った財政運営に迫られ、職員の85%が数年以内に退職を検討していることが報じられていました。そして、紙面の最後には、チェック機能を果たせなかった議会に重大な問題があると結んでいます。このことから、財政問題は議員としてわからないでは済まされません。心して考えたいと思っています。

また、紙面には、再生には20年間の増税が不可欠だとされ、住民の間からは、生きている間苦しめられる、増税は認めない、このような財政状況をつくり出した者たちが責任をとり負担しろと叫ばれていたことがありました。

それから10年たっていますが、当市は現在少子高齢化と人口減少で経済の縮小が著しくなり、財政が厳しくなっていることを考えるときに、これからの財政運営が非常に心配であります。この指標が財政状況を知る目安となりますが、当市の現在の4指標はどうなっているのか、財政運営に異常がないのかどうかお知らせいただきたい。

4点目、合併10年での合併特例債の使用状況と延長についてであります。合併特例債の使用状況についてお尋ねいたします。合併特例債は、当初230億円と言われていました。県の試算では211億円と言われていましたが、これがどこにどれだけ使われたのか、どうもわかりません。今まで時々合併特例債使用の説明がありましたが、この10年で合併特例債はどのくらい使われ、どのくらい使用できなかったか伺います。

また、合併特例債は非常に有利な資金ですが、10年で打ち切りであることは合併時の約束事です。しかし、505億円あった合併4市町村の赤字の幅が歯どめになり、当市では財政破綻の危険があり、町村部の隅々にまで集中的に投資できませんでした。まだ相当な額が残っていると思います。

そこで、片山総務大臣のときであります、合併から10年を経過した後に合併特例債の5年間延長を認めるとのコメントがありました。そのコメントが今継続していると思いますが、勉強不足と説明がわかりづらいので、お聞きいたします。

当市のような自治体でも合併特例債の延長が可能かどうか、また延長されれば残額の合併特例債は5年間に限り使用できることとなりますが、市ではこれに対してどのように考えているのか伺います。

5点目、消費税増税が市の財政に与える影響についてであります。3月は予算議会ですが、消費税が8%になり、市では地方法人2税、事業税と住民税であります、何%の増収になると見込んでいるか。増収によって市財政にどのような影響があるか。また、今回の予算に消費税がどのように予算措置されたかお聞かせいただきたい。

6点目、交付税減額幅の算定と歳入と歳出の改革についてであります。1市になった場合の交付税の減額幅について伺います。交付税算定の基準となる当市の基準財政需要額はどれくらいか、また基準財政収入額はどれくらいか、地方交付税の不足額はどのくらいになっているか、今年度の基準はどのようになっているか伺います。また、場合によっては大幅な財政改革が必要になると思いますが、これから歳入をふやすための努力はたやすいものではありません。市にはことしでめどがつくという継続的な産廃の負の遺産を背負っており、またことしはそんなに影響がないように見える気まぐれな降雪で、今後もどのくらいの費用負担がかかるかわかりません。そして、将来消防署や体育館の建設、病院や老朽化が著しいごみ処理施設の建設など、大型の歳出の増加が見込まれています。これを可能にするには、合併10年を機に歳入をふやし、歳出を抑える努力が肝要かと思いますが、市長は施政方針の中で4年連続の黒字決

算を維持してきたと述べています。そして、赤字を解消したとしても経常収支比率を初めとした各財政指標は芳しくないと述べ、極めて硬直性が高い脆弱な構造が続いているとおっしゃっています。綱渡りの財政運営に改革は待ったなしであります。

特別職や職員の給料の減額は、毎年できるものではありません。市では今後5年間、段階的に落ち込んでいく交付税と地方法人2税のことを考えると、ますます厳しい財政運営を迫られることとなります。改革の必要性は十分ご承知のうえで、施政方針に臨んでいるようですが、待ったなしの財政改革にどのように対処しようとしているのか伺います。

7点目、特別会計を含めた財政の総額に対する交付税減額の影響についてであります。一般会計ばかりではなく、特別会計を含めた市財政の総額はどれくらいか、また今後も減額が予想される交付税が当市の特別会計を含めた予算全体にどのような影響を及ぼすと考えているか。

8点目であります。交付税減額が減債基金や財政調整基金などへ与える影響についてであります。次世代の子供たちが支払う将来負担比率への問題もあります。交付税減額で市の減債基金、財政調整基金などの積み立てはどのようになっているか。暖冬とも思えることしは、降雪も思ったほどではなく、除雪費用がかからないと思っておりましたが、それでも除雪費が専決処分されました。また、今回地域振興基金が新たに約2億円積み立てられました。この基金は、除雪への流用も可能なのか、地方創生に対するための予算なのか、本予算の基金への積み立てに交付税減額はどのような影響があるのか伺います。

2項目め、地方創生法案の成立に伴う当市の戦略についてお伺いいたします。1点目、動き出した地方創生2法案への対策と定住自立圏構想につ

いてであります。地方創生ビジョンが動き出しました。これを受けて2月20日の新聞記事ですが、市長はやっとよい流れが出てきたとコメントしています。そして、地域に根差した産業を育て所得を向上させる、それによって人口減少にも歯どめをかけるという好循環を目指していると話し、また厳しい財政状況の中、地域食材の高付加価値化や大湊港へのクルーズ客船誘致、下北半島ジオパーク構想などの各種施策に取り組んでいることを記事を織りまぜながら紹介したことが書かれています。少し気になったのは、下北地域の定住自立圏形成を通して産業振興を図る考えを示し、新年度はより一層発信するむつ市、変わっていくむつ市を演出したいと今後の市政運営への意欲と抱負を語ったと報じられました。話すのは簡単ですが、実際にどのような行動を起こすのか、マスコミの報道だけではよくわかりません。

また、2月25日の定例会で市長は、ダーウィンの言葉を持ち出し、時代認識、むつ市の現状、予算編成方針、主要施策を掲げ、結びに地方創生元年と位置づけ、この裏づけとなる施政方針を示しました。さらには、定住自立圏を形成するための準備をする1年になるとおっしゃっています。地方創生をどのように捉え、どのような対策を考えているのか、またこの定住自立圏構想とはどのようなものかご説明いただきたいと思えます。

2点目、ふるさと創生のご認識と地方創生との違いについてであります。昨年12月に成立した地方創生2法案について、12月定例会で質問するつもりでありましたが、選挙の公平性に抵触するということで取りやめた経緯があります。当市の将来を考えるうえで喫緊の課題ですので、伺います。

さて、過去にふるさと創生という構想がありました。これは、竹下総理が打ち出した政策でしたが、当時は自治体が何に使うかわからず、国がや

みくもに一律1億円の資金を自治体にばらまいただけで、住民には全くのメリットが感じられず、何のためのふるさと創生かという悪評を買っていました。

今回の地方創生は2法案になっていて、この中身を見てもわかるように、雇用対策や少子高齢化対策で活性化が期待できるものに厚く予算配分するとしています。過去のふるさと創生を市長はご存じかどうかわかりませんが、まずこのご認識と今回の地方創生とどのような違いがあるのか、市民は市長の発言に大変な期待感を持っています。ご見解を賜りたいと思います。

また、この2法案の成立が、地方と地方の住民にとって活性化の第一歩であってほしいと願う者の一人ですが、市長はこの2法案を通じて当市にどのようなメリットとデメリットをもたらすと考えているのか伺います。

3点目、まち・ひと・しごと創生法案と地域再生法の一部を改正する法律について、この法案は行政に地方の活性化を促すため、地方での仕事の創造を通して、人口増加のための施策に取り組んでもらうため、政府一丸となって後押ししようとしているものであります。当市は人口減少を食い止め、雇用をどのように創出しようとしているのか、まだ準備段階のようですが、できればその具体策について、市長の時折見かけるテレビや新聞のマスコミ報道では相当な思い入れと自信があり、既に何らかの新たなビジョンを考えているように感じます。新しい将来展望など基本戦略について伺います。

2番目の法案は、地域振興券や地域商品券などの発行、観光振興につながる取り組みや創造、現在の地方の活性化に寄与できるものに資金援助しようとするものであります。私は今まで当市のさまざまな問題点をクローズアップさせ、将来性と可能性を探りながら、時には突飛とも思えるよう

なビジョンを提言してきました。これからも賞味期限が切れるまで議員提案をしていきたいと考えています。できればぜひこれらを吟味して、利用できるものは利用していただきたいと思います。

また、2016年春の新幹線開業が間近に迫ってまいりました。奥津軽いまべつ駅には新幹線が停車することが決まっています。近隣自治体では、着々とこの対策を進めています。JRでは、2016年春の新幹線開業と観光客誘導のための大々的な観光キャンペーンを展開するというを前定例会で質問いたしました。当市も観光産業を再点検し、観光客を誘導する構想が不可欠となってきましたが、この対策は今どのようなになっているのか、取り組みについてお伺いいたします。

4点目、総合戦略課の設置と人員配置及びビジョン策定についてであります。市長は、財政問題をマスコミに発表したと同時に、庁内に総合戦略課を新設する組織改革などを発表したようですが、これが人事異動も含めた内定作業が進められ、4月1日付で発動するとしています。これは、国の地方創生をにらんだ戦略や広域連携なども視野に入れているようであります。そこで、人事について、庁内からの抜てきか、募集か、担当部署はどれくらいか、総合戦略課の人数ですが、総勢何人くらいの配置を想定しているか伺います。

また、国の地方創生対策は、今までの予算配分と違った構想を打ち立てなければならぬ独自のものであり、政府のめがねにかなった構想であれば手当を厚くすると石破地方創生担当大臣が語っています。市長もご認識のとおり、地方の活性化には人口減少対策と雇用対策は不可欠であります。せっかく構想を練っても絵に描いた餅であってはなりません。庁舎内の知恵を結集し、若者たちの定着に効果のあるビジョンづくりで、今度こそ市民の負託に応えるような雇用環境を整え、人

口増加で実のある政策を策定していただきたい。

そこで伺いますが、総合戦略課の設置と人員の配置、ビジョンの策定にはどれくらいの予算と期間を要するとお考えでしょうか。

5点目、定住自立圏構想と地域経済圏構想についてであります。政府では、地方創生に約1兆円の予算配分を決定いたしました。市の総合戦略について、市長は下北地域の定住自立圏を形成する構想を考えているようですが、今、日本はグローバル化が進み、大きな資本が安売り競争で地方の隅々まで進出し、年金暮らしの人たちの懐まで脅かすようになっていきます。地方で回らなければならない年金や1次産業の収入などの資金が大資本のために吸収され、中央へ持ち出され、集められています。これが地方衰退の最大の原因の一つになっています。これをどうにかするのは、なかなかたやすいことではありません。

私は、以前この対策を講じるべく地域経済圏構想を提案したことがありました。今安売り競争に太刀打ちできない商店会は壊滅に等しく、次々に店を閉めています。これを極力救済し、自立する仕組みを構築する必要があります。それには、弱肉強食の競争を緩和し、地域の大型店などに集まる資金などに税金をかける仕組みが考えられないか、市からなるべく資金が外へ出ない仕組みや個人での商いを守るような誰もが自立できるコンパクトな経済圏をつくる必要があるというものでしたが、その他に為替差益にけるトービン税などを提案したこともあります。これを打ち出すのは至難のわざですが、地方の衰退を食いとめる対策がぜひ必要です。今のところ市長は、当市の懸案であるこれらの難題をどのようにしていこうとしているのか、私たちにはよくわかりません。定住自立圏構想は、地方創生の意図がどのくらい反映できるのかお伺いいたします。

6点目、食料供給基地の建設について、地方創

生に便乗できないか、1つ提案があります。今、日本の食料を外国に売ろうとする企業が出てきました。県では県産品販路拡大のため、新年度からコーディネーターを配置することになっていきます。これに便乗し、企業と提携し、広大な耕作放棄地にドーム型の大規模野菜栽培施設をつくり、売れるものを植栽し、付加価値をつけたものづくりに若者や働ける人たちの力を投入するようにする、さらに減反で今まで手のつけられなかった多くの耕作放棄地の再生に向けた雇用を創出し、若者たちの定着を促す対策を考える。2月18日の新聞記事ですが、青森でも物流、防災などの4つの将来像が示され、国と県の壮大なビジョンがマスコミに発表されていました。物流が加速する時代が必ずやってきます。下北半島では、このような構想が今求められているのではないのでしょうか。一案ですが、地方創生に向けたこの雇用対策に対する若い市長のご見解をお伺いしたいと思います。

それでは、前向きなご答弁をご期待申し上げ、壇上からの質問といたします。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） おはようございます。東議員のご質問にお答えいたします。

合併後10年の節目が財政に与える影響についてのご質問の2点目から6点目及び8点目につきましては、担当部長から答弁をいたします。

まず、ご質問の1点目、縮小する経済が市の財政に及ぼす影響についてであります。現在実際に当市の経済が縮小しているかどうかにつきましては、去る3月6日付で日本銀行青森支店が発表した県内金融経済概況におきまして、県内の景気は一部に弱めの動きが見られているものの、基調としては緩やかに持ち直しているとの内容となっております。しかしながら、むつ管内の有効求人倍

率を見ますと、年間を通じて0.50倍から0.74倍程度で推移しており、決して持ち直しているとは言えないことから、むつ市内の景気の動向につきましては、実質的には低調に推移しているものと考えられますので、極めて厳しい状況にあると受けとめております。

議員ご指摘のとおり、平成27年度からは普通交付税の合併特例措置が段階的に減少してまいりますし、とりわけ当市におきましては、大畑診療所の不良債務の解消、むつ総合病院に対する債務負担行為の履行、国民健康保険特別会計の累積赤字の解消等、多額の一般財源を必要とする行政課題を抱えていることに加え、少子高齢化に伴う税収の伸び悩みや社会保障費の増加など、市の財政運営に大きな影響を及ぼす要因がふえつつある現状は私も十分認識いたしております。

こうした中、国においては地方創生は日本の創生であるという認識のもと、地方版の人口ビジョンと総合戦略の策定に取り組む自治体に対して情報支援、人的支援、財政支援を行うとした地方創生政策を打ち出したことから、市といたしましても、これを追い風と捉え、ぜひとも活力あるむつ市の創生につなげていかなければならないものと受けとめております。

しかしながら、財政の健全化を目指すには、何をおいても自助努力が不可欠となってまいりますことから、歳入の面につきましては市税を初めとする未収入金対策の強化はもちろんのこと、新年度からは財務部内に多方面からの財源情報を集約し、財源構成を組み替え、さらには大型事業の資金繰りについて調整を行うための資金企画室を新設し、より効率的な歳入確保に努めることとしております。

また、歳入の面につきましては、健全化対策をなお一層推し進めるため、内部経費の削減、既存事務事業の徹底的な見直し、普通建設事業の総量

の調整等について平成28年度以降を見据え、早い段階から全庁一丸となって取り組むこととしており、市民の皆様が真に求めている事業なのかどうかといった視点に立ち、その必要性や有益性をしっかりと検証したうえで、継続、縮小、廃止等の判断をしてまいりたいと考えております。

次に、ご質問の7点目、特別会計を含めた財政の総額に対する交付税減額の影響についてであります。まず、一般会計と6つの特別会計を合わせた平成27年度の予算総額は491億56万9,000円で、前年度に比べまして9億1,410万6,000円、率にして1.9%の増となっております。これら特別会計につきましては、法律や基準により一般会計から一定程度の繰り出しが義務づけられているものもあり、その繰り出しは一般財源での対応となりますことから、一般会計歳入予算のおおむね3割を占める普通交付税が減少していくことは、市の会計全体で見た場合でも大きな影響になることに変わりはないものと受けとめております。

したがいまして、こうしたことなども踏まえ、先ほど申し上げましたとおり、歳入歳出両面にわたる対策を講じることとしたところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、地方創生2法案の成立に伴う本市の戦略についてのご質問についてですが、本定例会では既に大瀧議員、斉藤議員、菊池議員、石田議員、工藤議員の各議員へも同様のご質問にお答えしておりますので、重複する部分もありますが、ご了承いただきたいと思います。

まず、動き出した地方創生2法案への対策と定住自立圏構想についてであります。国のまち・ひと・しごと創生総合戦略は、雇用の創出、地方への人の流れ、結婚、出産、子育て環境の整備、時代に合った地域づくりという4つの基本目標を掲げておりますが、これをもとに地域の課題を把握しながら、地域性に富んだ総合戦略を策定して

いくこととしており、この地域の最大の課題である雇用の創出や旧町村地域の活性化など、さまざまな施策を展開していく必要があると考えております。

市の総合戦略の策定に当たっては、国及び県の総合戦略を勘案しつつ、地域課題に関する短期、中期の政策目標と具体的な施策を盛り込むとともに、実施した施策や事業の効果を検証していく手法も取り入れていくほか、地方創生に向けて効果的な施策を立案するうえで重要な基礎資料となる人口動向、将来推計人口、人口変化による影響分析などを提示した人口ビジョンを策定することとなっております。

定住自立圏構想については、人口減少、少子高齢化の急速な進行、3大都市圏への人口流出に歯どめかけ、地方圏への人口の流れを創出するため、集約とネットワークを基本的な考え方に、中心となる市において圏域全体の生活に必要な都市機能を集約的に整備するとともに、密接な関係を有する近隣市町村において必要な生活機能を確保するなど、相互に連携協力し、地方圏における人口定住化や活力と魅力ある地域の形成を目指すこととされております。

この構想では、むつ市が中心市となり、大間町、東通村、風間浦村、佐井村と連携して、医療、福祉、教育、産業振興など生活機能の強化に係る政策分野、地域公共交通、インフラ整備など結びつきやネットワークの強化にかかわる政策分野、人材育成、外部からの人材確保など圏域マネジメント能力の強化にかかわる政策分野での施策に取り組んでいくこととなりますが、市と各町村が連携する施策についてはそれぞれの自治体が抱える課題を整理し、協議を進めていくこととなります。

次に、ふるさと創生の認識と地方創生との違いについてであります。ふるさと創生事業については、四半世紀前に全国の自治体へ一律1億円が

交付され、各自治体では自由な発想により地域づくりに充当したとのことで、旧むつ市ではイベント広場の建設、旧川内町ではふれあい温泉掘削、旧大畑町では薬研の公衆トイレ、旧脇野沢村では「夢の平成号」の造船費として活用されました。ふるさと創生事業においては、交付金を活用してハード事業の整備を行ったということであり、今回のようにKPIなどの数値目標やPDCAサイクルなどの手法が求められることはなく、その施策を実施した後についても検証等を行う必要がなかったということでもあります。

このたびの地方創生事業は、基本的にはソフト事業が中心となり、自治体の創意工夫に基づく事業に対して、人口や財政状況、取り組み意欲に応じて割り増し交付もあるので、しっかりとした計画を立てて事業を実施し、その事業について検証し、改善を繰り返す手法を用い、地方の自主性が最大限尊重され、総じて評価に値するものと思っておりますし、地域の魅力が見直されていくものと期待しております。

次に、まち・ひと・しごと創生法案と地域再生法の一部を改正する法律についてであります。国においては地方創生事業の一環として地域住民生活等緊急支援のための新たな交付金を創設し、地域の消費喚起や、これに直接効果を有する生活支援策、地域の総合戦略における仕事づくりの事業支援策が示されたところであり、これを受けて当市では地域消費喚起、生活支援型交付金としてプレミアム商品券の発行経費、地方創生先行型交付金として総合戦略策定経費、ジオパーク構想推進事業経費、観光関連事業経費、販路開拓支援事業経費に充てる予定としております。

総合戦略の策定に当たっては、これらの事業を盛り込むこととなりますが、戦略の基本目標等については、むつ市まち・ひと・しごと創生本部で今後協議を進めていくこととしております。

観光振興につきましては、JRグループ6社と各自治体、県及び県観光連盟等が協力して集中的に行う大型観光宣伝デスティネーションキャンペーンが新函館北斗駅開業後の平成28年7月から9月に予定されております。これに向けて当市でも地域の観光資源の掘り起こし、情報の集約、発信作業について、関係団体と連携しながら着々と準備を進めているところであります。

具体的には、この地方創生交付金を活用して首都圏への当市の魅力を発信する本州てっぺんからの観光プロモーション事業や、今年度よりトップセールスにより力を入れているクルーズ船誘致歓迎事業、そしてむつ下北地域へ訪れる方に対するワンストップ窓口を整備し、利便性を向上させるための観光地域づくりプラットフォーム事業を中心に事業を展開していく予定としております。

このように観光産業の活性化策を講じることで、飲食や宿泊、交通など地域のさまざまな部分での雇用が増加することが期待され、人口減少対策にもつながるものと考えております。

次に、総合戦略課の設置と人員配置及びビジョン策定についてのご質問であります。総合戦略課は、これまでの企画調整課で担ってきた下北総合開発期成同盟会やジオパーク構想などの広域連携の業務に加え、定住自立圏構想や国・県の機関や大学等との連携も強化し、特に地方創生に向けた総合的な戦略を担う課として総務政策部に設置するものであります。

総合戦略は、私を本部長とし、庁議メンバーと各行政委員会等の事務局長から構成されるむつ市まち・ひと・しごと創生本部がその策定方針を示すとともに、新年度には各部局、各庁舎のほか、行政委員会や一部事務組合から指名を受けた職員で部会を組織し、創生本部の策定方針に基づいた基本的事項や具体の施策について協議を重ね、むつ市版総合戦略の策定を目指しますが、総合戦略

課が本部、部会との調整や戦略の取りまとめ等事務局としての役割も担っていくこととなります。

人員の配置については、他の部署と同様に人事等も含めて現在調整中であります。

また、ビジョンの策定にはどれくらいの予算と期間を要するかとのことですが、今年度で策定する地方版総合戦略は、PDCAサイクルを活用し、なるべく経費をかけない方法で、平成27年度中での策定を目指しております。

次に、定住自立圏構想については、1点目のご質問にお答えしたとおり、圏域全体で魅力や生活機能を高めながら、地方への人口定住を促進する仕組みであります。まち・ひと・しごと創生法も地方創生という人口減少対策と東京一極集中の是正を意図した政策であることから、これらは密接に関連し合っているものと考えております。

次に、ご質問の6点目、食料供給基地の建設についてであります。議員ご承知のとおり、むつ市の農業は高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など、生産構造の脆弱化が進んでいるという現状でございます。地方創生を活用して企業と連携し、大規模野菜栽培施設をつくることで雇用を創出してはどうかについてでございます。大規模野菜栽培施設とは、いわゆる植物工場がそれに当たるかと思われ。植物工場は、施設内の温度、湿度等を制御して、周年計画生産を行える栽培施設であり、国内における立地数は農林水産省、経済産業省が行った植物工場実態調査によりますと、平成21年3月末に50カ所だったものが、4年後の平成25年3月末には151カ所に増加しております。

一方で、青森県内での立地数は少なく、青森植物工場関連産業推進研究会が行った平成25年度植物工場関連産業支援事業調査研究報告書によりますと、2カ所だけとなっており、太陽光と人工光との併用型工場が六ヶ所村に、人工光型工場が五

戸町に立地しており、いずれも民間事業者が運営しております。

また、県では平成24年度から平成25年度に寒冷地型植物工場モデル実証事業において栽培試験を実施しておりますが、試験結果では県内でも一定の収入が得られるとの試算が示されている一方で、より一層の生産コストの低減等、今後の課題も示されております。

議員ご提案の植物工場は、ドーム型の施設であり、従来の植物工場と比較すると、低労力化を図ることが可能であることから日本各地で普及してきておりますが、積雪に耐えられる構造となっていないため積雪地での実績はございません。

現在販売元では積雪に耐えられる施設を開発中であるとのことから、将来的にはむつ市の気候条件に適合する施設が開発されることを期待しているところであります。しかしながら、地方創生先行型の活用について、いわゆるハード整備を直接目的とすることは制度上できないこととなっておりますので、今後市といたしましてもさまざまな情報収集に努めるとともに、企業、農業法人等の誘致を初め、どのような取り組み、支援ができるか研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（石野 了） 合併後10年の節目が財政に与える影響についてのご質問の2点目、プライマリーバランスについてお答えいたします。

平成27年度予算におけるプライマリーバランスは、元金償還額35億3,300万円に対し、市債発行額24億8,300万円で、10億5,000万円の黒字となっております。

次に、ご質問の3点目、財政の現況を見る4指標についてであります。この指標につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき財政の健全化を見きわめる指標として用い

られているところであり、直近の平成25年度決算におきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率とも黒字でありまして、実質公債費比率は17.8%で、財政再生基準の30.0%、早期健全化基準の25.0%を下回っており、また将来負担比率につきましても204.3%で、早期健全化基準の350.0%を下回っております。

次に、ご質問の4点目、合併後10年での特例債の使用状況と延長についてであります。合併特例債の発行可能額は221億2,580万円で、平成26年度までの発行見込み総額は86億5,280万円となっております。残額は134億7,300万円になる見込みであります。

また、発行期間の延長につきましては、新市まちづくり計画の変更についてご提案申し上げております議案第24号が御議決いただければ延長可能となり、その後の5年間につきましては、充当事業に一定の制約はありますものの、充当率95%、元利償還金の交付税算入率が70%と非常に有利な地方債でありますので、これまでと同様に有効活用を図ってまいりたいと考えております。

次に、ご質問の5点目、地方消費税増税が市の財政に与える影響についてであります。まず法人事業税は都道府県税でありますので、法人市民税についてお答えいたしますが、平成27年度予算におきましては、3億4,443万2,000円を計上しております。前年度と比べ2,903万4,000円、率にして7.8%の減となっており、これは法人税割の税率改正等によるものであります。いずれにいたしましても、法人市民税につきましては、消費税増税の影響は直接的に及ばないものであります。

また、消費税に係る予算計上につきましては、歳入第6款の地方消費税交付金に地方財政計画の伸び率等を勘案し、10億5,000万円を計上しております。前年度に比べ3億329万7,000円、率にして40.6%の増となっております。

次に、ご質問の6点目、交付税減額幅の算定と歳入歳出の改革についてであります。基準財政需要額は152億4,736万7,000円、基準財政収入額は55億4,775万5,000円と試算しており、合併特例措置分、いわゆる上乗せ分の減少につきましては、平成27年度が初年度となりますことから10%の減、金額にして約1億2,000万円の減と見込んでおります。

また、財源対策につきましては、市長が答弁いたしましたように、全庁挙げて早い段階から歳入歳出両面にわたる改革を講じてまいることとしております。

次に、ご質問の8点目、減債基金や財政調整基金への影響についてであります。いずれの基金につきましても、積み立てる場合の原資は一般財源となりますことから、交付税の減額はこれらの基金造成にも大きく影響してくることとなります。先ほど申し上げました財源対策を着実に実行することで積立額の確保を図ってまいりたいと考えております。

また、地域振興基金につきましては、その原資が電源立地地域対策交付金でありまして、現在は消防職員の人件費に充当することで一般財源を確保することとしており、除排雪経費の充当につきましては、契約の仕方や事業費の積算方法において難しいものと考えております。

いずれにいたしましても、今後電源立地地域対策交付金が減少していく見込みとなっておりますことから、基本的にはこれを補填するための財源として積み立てるものでありまして、地方創生とは直接的に関連するものではありませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 9番。

○9番（東 健而） ありがとうございます。財政の問題は、なかなか面倒くさくて、私たちに理解しろと言われてもなかなか入り込む余地がない

ような状況でございます。

それで、現在の財政の現況を見る4指標ということでご説明いただきましたけれども、17.8%とかパーセントであらわしています。これが財政のほうは黒字のほうが多いというようなご説明を受けましたけれども、ここでちょっとその黒字の状況、どのぐらい危機感を、市長はよく危機感を持って財政運営に当たらなければならないということをお話ししています。それで、ちょっとわからないのですけれども、プライマリーバランスと、それからこの4指標の中で財政力指数というのをご存じだと思いますけれども、これが1であればバランスがとれている。私たちにとってみれば、これが一つの目安になってわかりやすいのです。これが当市の場合にはどのぐらいのランクづけされているのか、青森県全体であらわしてもよろしいので、そこら辺をご説明いただきたいと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 財政力指数についてのご質問だと思いますが、2013年度決算ベースで見まして、全国の790ある市の中で661番目、0.376という数字になっています。

○議長（山本留義） 9番。

○9番（東 健而） ただいま市長からご説明いただきましたけれども、0.376ということは、相当私たちが安心していただける状況でないというのがわかりました。結局市長が苦しいなと言っている現況を大体把握できたような感じでいますけれども。

これからの当市の財政状況、特例債も使えるということでございますので、とにかく知恵を絞って、あらゆる資金を運用するみたいにながら乗り切っていただきたい、そのように思います。

それで、1点だけこの財政問題について再質問させていただきたいと思います。本市では、毎年のごとく欠損処理というのがございます。私もこ

れはいつも7,000万円とか8,000万円とか9,000万円とか、1億円に近くなるくらいの欠損処理をたびたび聞いてきましたけれども、現在この欠損処理の額がどのくらいになっているか。また、昨年の欠損処理の金額はどれくらいか。また、未収入の税金に対する徴収はどのようになっているのか。ここら辺をご説明いただきたいと思います。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（石野 了） お答えいたします。

まず、市税の不納欠損額の推移についてであります。過去5年間で申し上げますと、平成21年度は8,413万1,344円、平成22年度は6,507万518円、平成23年度は6,924万6,084円、平成24年度は6,774万7,045円、昨年度、平成25年度は4,727万3,213円となっております。平成21年度と比較いたしますと、金額では3,685万8,131円、率にして43.8%の減となっております。

また、滞納市税の徴収につきましては、自主財源の根幹をなす税収確保の重要性が増しておりますことから、税負担の公平性を確保し、納期限までに完納した納税者の信頼に応えるためにも滞納は決して許されるものではなく、滞納者に対しては厳正な滞納整理に努めております。

滞納整理の具体的な流れを申し上げますと、納期限までに納付しないときは、督促状、催告書などによる納税の告知をいたします。それでも完納に至らない場合は、財産の差し押さえなどの滞納処分を行うこととなりますが、その間においても電話や訪問、相談窓口の開設などによる生活状況や滞納に至った経緯の聞き取りなどの把握に努め、状況に合わせた納付計画を示してもらうなど、なるべく差し押さえなどの滞納処分をせずに完納に導く対応をいたしております。これらによっても何ら反応のない滞納者、また連絡もなく約束を守らないなど悪質な滞納者については、預金や給与、不動産などの財産を調査し、最終的な手段と

して差し押さえを行っております。そのように滞納となった場合は、徴収に係る事務量がふえるだけではなく、滞納者自身も重い負担を負うこととなりますので、できるだけ現年課税分は年度内に完納してもらい、新たな滞納者をつくらぬ徴収対策に力を入れていきます。

以上でございます。

○議長（山本留義） 9番。

○9番（東 健而） この財政問題については、なかなか幅が広くてわかりづらいことでもありますけれども、わかったのは、ただ苦しいということだけのようでございます。

そこで、市長にお願いしておきたいのですが、これから財政が苦しくなれば、住民負担という観点から私は話をしなければならないという思いでおりますけれども、答弁は求めませんけれども、なるたけだったら住民に負担のかからないような市政運営をしていただきたいと思いません。

それで、最後、市長の答弁は求めませんが、私の質問、これをやりとりしておりますと、時間も差し迫ってまいりましたので、私の今の思いを読み上げますので、その後もし時間がありましたら、市長にご答弁していただきたいと思いません。

最後に、将来の地方創生で市長にお考えいただきたいことがございます。前段でも申したように、青森の将来構想として物流、防災、交流、環境を提示し、青函の大動脈を形成するとの国と県の構想が示されました。私はこれを読んで、何かすっきりしない印象を受けました。青函の大動脈形成とは何か、青函連絡船を復活させるだけではないか。私は青森県の将来を考えると、長い間孤立し、中央から見放された津軽、下北の両半島も含めた全体が活性化できるような壮大なビジョンを考えてもらいたいと、今までいろいろな場面で

訴えてまいりました。今2016年春、北海道新幹線新青森―新函館北斗間が開業になります。しかし、それは仙台―盛岡の開業時と同様、一過性のものにすぎません。新幹線は、それに乗る人でなければ北海道へ渡ることができず、時間的にも制約があり、移動したいときに移動できません。

私は、将来トンネルに……

○議長（山本留義） まとめてください。

○9番（東 健而） この新幹線を、物流の流れを活性化するために、津軽と下北、それから北海道の津軽海峡に橋をかける、このような構想に対しての思いも必要ではないかと思えます。

このビジョンが動き出すころには、私たちはもうこの世にはいないと思えます。私は、今大きい展望を掲げ、国民に夢を与えるような偉大な政治家の出現を待ち望んでいます。若い市長には将来があります。目先のことにばかり固執していないで、これから30年、40年後の青森県全体、または国全体の将来のあるべき姿をお考えいただきたいと思えます。そして……

○議長（山本留義） 東健而議員、時間が過ぎていきますので、まとめてください。

○9番（東 健而） 大きな夢に向かい、我が国をリードしていくような偉大な政治家に育ててくれることをご期待申し上げ、むつ市議会第223回定例会での一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山本留義） これで、東健而議員の質問を終わります。

ここで、午前11時15分まで暫時休憩いたします。

午前 1 1 時 0 2 分 休憩

午前 1 1 時 1 5 分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## ◎浅利竹二郎議員

○議長（山本留義） 次は、浅利竹二郎議員の登壇を求めます。14番浅利竹二郎議員。

（14番 浅利竹二郎議員登壇）

○14番（浅利竹二郎） むつ市民の皆様、おはようございます。ただいま山本留義議長よりご指名をいただきました自由民主党自民クラブの浅利竹二郎でございます。むつ市議会第223回定例会に際し、通告順に従い一般質問を行いますので、市長並びに理事者各位におかれましては、簡潔明瞭かつ誠意あるご答弁をお願いいたします。

一般質問に先立ち、あすで4年目を迎えることとなります東日本大震災でお亡くなりになられた多くの方々、ご遺族の皆様には慎んで哀悼の誠をささげたいと存じます。

また、今年度で退職される予定の職員の皆様には、長年にわたる市政発展にご尽力されましたご労苦に対し、深甚なる敬意と感謝を申し上げます。これからは、今までできなかったこと、やり残したことに挑戦し、有意義な人生を送っていただきますようご祈念申し上げ、質問に入ります。

さて、新年の年頭挨拶で宮下市長は、むつ市の大樹となり、そして将来このまちを支える大樹を育てていくのだと気宇壮大な決意を述べておられます。このむつ市の大地に根を張り、大樹となってむつ市民6万1,000人の先頭に立ち、変革の時代を乗り切っていくと市長の強い意思が感じ取れました。加えて、今議会冒頭の平成27年度一般施政方針の中で、進化論を唱えたダーウィンの生き残るのは変化に対応できるものだけであるという言葉を紹介しております。このことは、地方自治体においても同じことが言えるのだとの認識を示したものであります。少子高齢化、急激な人口減少時代に突入した今こそ、その変化に対応し、生き残るすべを模索しなければならないとの

強い危機感が言わしめた言葉と理解しております。

これらの問題意識、危機意識を共有したうえで、私なりに喫緊の課題と考える地方創生事業、介護報酬改定及び小・中学校統廃合の3項目について、壇上より一般質問させていただきます。

なお、今議会では複数の同僚議員が同じ項目の質問を取り上げておりますので、市長及び理事者各位におかれては、要点を絞ったうえでのご答弁を重ねてお願いいたします。

質問の第1は、地方創生事業に関連してであります。安倍政権が進めるまち・ひと・しごと創生法が平成26年11月28日、法律第136号として公布されました。この法律制定の目的としては、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯どめをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していく、そのためにまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施すると述べておられます。

それでは、まち・ひと・しごと創生とは何かということに対しては、まちとして、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成、ひととして、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保、しごととして、地域における魅力ある多様な就業の機会の創出という説明であります。言葉は踊るの観なきにしもあらずで、過去にも似たり寄ったりの政策を発表し、途中で腰砕けの政権が多々ありました。しかし、今回の本気度を示すものとして、本部長に内閣総理大臣を充て、全府省庁一丸の姿勢を鮮明に打ち出しているところではありますが、安倍政権は圧倒的与党の力を背景に政策を確実に実行する実力集団でもあり、大いに期待できそうです。

さて、この法律の第10条として、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策としての基本計画、いわゆる市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を定めるよう努めなければならないとしております。努めなければならないという努力目標ではありますが、国としては支援に徹し、地方の自主的な取り組みや民間の創意工夫を後押しするという地方自治体や民間企業等の積極的なやる気の姿勢を促しているところが注目されます。

地方自治体の政策立案能力が問われることにもなる地方創生事業に関連しての1点目として、安倍政権の看板政策、まち・ひと・しごと創生事業に対し、むつ市はどのように取り組むのか、市長のご決意をお伺いいたします。

さて、2月5日、宮下市長はむつ市役所内で、大間町、東通村、風間浦村及び佐井村の各町村長と会合し、定住自立圏の形成と連携する了解を得たとの新聞報道がありました。定住自立圏構想については、平成20年5月、総務省からその概要が示されていたところではありますが、このたびのまち・ひと・しごと創生総合戦略における総務省の主な施策、参考資料にも定住自立圏の形成の促進が提示され、中心市、人口5万人程度以上であります。と近隣市町村が連携し、地方圏における定住の受け皿を形成するという方向性が示されております。

むつ下北地域においては、従来より医療、消防、ごみ及びし尿等において広域行政的な枠組みの中で協力してきたところでもあります。それに加え、今後は地域全体のマネジメントで中心的な役割を果たすむつ市が中心市宣言を行い、下北全体で観光振興等も強化しながら圏域経済の底上げを担うというものであります。宮下市長は、従来の各種取り組みを定住自立圏という横串で束ねと、その意気込みを語っておられますものの、定住自立圏

構想は平成20年からうたわれているものでありまして、現実至今已で顕著な成果を見るに至っていないのが実情と言えます。しかしながら、このたびの地方創生事業の一環にも取り上げられていることの重さを認識し、絵に描いた餅に終わらせないよう、その実効性を強く求めたいところであります。

このような観点から、2点目として、下北地域定住自立圏の形成に至る手順及び今後の課題についてお伺いいたします。

さて、むつ下北の現状を展望すれば、3.11以降、原子力産業に偏った弊害が随所に見受けられ、地域経済は疲弊の一途であります。アベノミクスの恩恵もいまだ地方には至っていない中で、地域経済を活性化する手だてはないのか常々考えてきたところでありますが、ここは防衛産業に活路を見出す、それが唯一の手段のように思われます。

先般むつ市議会として防衛省に対し、大湊基地港内等の浚渫及び艦艇配備についてを趣旨とした要望活動を行ってまいりました。中断している大湊基地港内の浚渫を再開し、大型艦艇の出入港を容易ならしめるとともに、ドックへの入渠も可能にすることで、地元の艦船造修関連企業の活況を促し、地域雇用の創出、経済発展、そしてイノベーション、技術革新ですが、イノベーションに結びつくことを期待したものであります。

大学は出たけれども、地元では学歴に見合う職業、受け皿がない、親を介護するために故郷に戻りたいが仕事がない等々、地方ならではのUターン、Uターンの悩みは尽きません。

さて、艦船の修理とは、武器等高度な技術が求められるものから、外舷のさび落とし、船の外側のことですが、塗装等多岐多岐の作業までをいい、雇用は広範囲に期待できます。ある資料によれば、平成25年度における大湊地方総監部発注の艦船武器修理費について言えば、総額約

122.6億円で、そのうち地元業者の受注分はわずか5.6億円、全体の4.6%にすぎません。この実態は看過できないところであります。今後において改善すべきことは、海上自衛隊の艦船修理について、官側、大湊地方総監部ですが、官側が求める技術的な要求性能を満足させ得る地元企業の育成であり、そのための人材の確保、積極的なイノベーションの促進であります。

武器等の修理については、その技術の特性上、中央の専門メーカーに発注されることがほとんどでありましたが、現在では市内のある業者が技術系の大卒者、高専及び工業高校の卒業生等を多数採用し、武器メーカーと技術提携しながら技術の確保に努め、地元の業者においても対応が可能なまでに成長してまいりました。

このたびの地方創生事業にうたっているところの方針で一貫していることは、地域の実情に即した地方自治体のオリジナリティーあふれる創生事業を求めているところであります。各府省庁からもモデルケースなどの事業が数多く提案されておりますが、防衛省関係のものは今までのところ見当たりません。

繰り返しますが、地方創生事業で強く求められていることは、地域の独自性、オリジナリティーであります。大湊地方隊との連携により艦船修理受注の拡大を図ることこそ、現下のむつ市では雇用の創出を含め地域経済を牽引し、活性化に結びつける起爆剤となり得るものと期待するところであり、さらには加えてこのたびの地方創生事業に際し、むつ市の独自性が発揮できる唯一の事案であると確信するものであります。

これらのことから、3点目として、地域の独自性が求められている地方創生事業に対し、海上自衛隊で唯一艦船修理ドックを保有する大湊地方隊との連携による防衛造修ゾーン、仮称であります。を提唱してはどうかと提言するものであります。

すが、そのことにつき市長のお考えをお伺いいたします。

質問の第2は、介護報酬改定に関連してであります。2000年度、平成12年に始まった介護保険制度の狙いは、老後の最大の不安要因である介護を社会全体で支える仕組みを創設すること、介護を医療保険から切り離し、社会的入院を解消する条件を整備する等々にありました。しかしながら、予想をはるかに上回る急激な高齢化社会の伸長により、年々その需要が高まり、現在では制度開始年の介護費約3兆6,000億円であったものが、2014年度ではおおむね10兆円規模に達する見込みとの新聞報道であります。医療、年金等合わせて社会保険費の増大は、国家財政を圧迫する主要因となっておりますことは周知の事実でございます。

さて、原則3年に1度見直す介護報酬改定ですが、2015年度がその改定年度に当たっており、種々の改定内容が報道されております。現在介護保険でホームヘルプ等の在宅サービス、特養ホーム等での施設サービスを受けている利用者の皆さんの利用料についてはどうなるのか。そして、現在受けているサービス内容に変化はないのか等、重大な関心事であります。また、介護サービス事業者にとっても経営上の大きな判断材料でありましょう。これらの理由により、このたびの介護報酬改定に関連しての1点目、2015年度の介護報酬改定のポイントは何かについてお伺いいたします。

次に、新聞報道の範囲内の情報では、不足する介護職員の人員確保と、その処遇改善に充てる報酬を確保し、1人当たり賃金を平均月額1万2,000円ふやすとあります。介護職はきつい、汚い、危険の3K労働の一つに数えられており、大変過酷で重労働であります。今回この3K労働の実態に照らし、処遇改善として賃金アップが認められれば、介護職員にとって大きな励みになるこ

とは間違いありません。

しかしながら、同じ紙面に介護サービス提供事業者を支払われる介護報酬を2.27%引き下げるとしてあります。事業者側、経営者側からすれば、入ってくる介護報酬が引き下げられるのに、職員の処遇改善としての賃金アップを図れるのか懸念があります。過去にも事業者側が事業収益を優先した結果、賃金は据え置かれたままという事例があったように記憶していることからの懸念でございます。

そこで2点目、介護職員の賃金アップが事業の経営状態に左右されることなく確実に実行される担保は何かについてお伺いいたします。

次は、要支援1、2の高齢者向けサービスの一部が介護保険給付から切り離されることの対応についてであります。今回の改革は、給付の枠組みにある要支援者の訪問介護と通所介護を、いわゆるデイサービスのことですが、その地域支援事業に移そうというもので、最初の3年は移行の準備期間ということになっております。ご存じのとおり、介護認定は要介護1から5、要支援1、2に区分されておりますが、このたびの法改正により要支援者が利用する訪問介護と通所介護、デイサービスが介護保険給付に基づくこれまでの仕組みから市町村の地域支援事業で提供されるサービスに移されるということになっております。地域支援事業そのものは、介護保険に含まれているメニューの一つであり、要支援、要介護になる前の高齢者の予防や介護が必要になった後の手助けなどが中心であります。保険給付と地域支援事業の大きな違いは、市町村の裁量にあるとの解説があります。

厚生労働省は、この改革の目的を市町村が地域の実情に応じて多様できめ細かなサービスを効果的、効率的に提供できるようにすることとっており、市町村の裁量が大きい地域支援事業に移

すことで、今よりもかゆいところに手が届く制度にしたいとしております。しかしながら、保険の給付のように、一律の基準がないことで、市町村が用意していない、またはできないサービスがあったり、必要があっても利用できないことが十分考えられます。このたびの要支援向けサービスの見直しでは、市町村の裁量、独自性が強調されている分、地域間でサービス内容にばらつきが出る懸念が大いにあります。

これらを踏まえ、3点目、要支援1、2の高齢者向けサービスの一部が4月から介護保険給付から切り離され、段階的に市町村の事業に移管する制度改正についての対応はどうなっているかをお伺いいたします。

質問の第3は、公立小・中学校の統廃合に関する基準の見直しに関連してであります。全国で少子化や過疎化が進む中、文部科学省が60年ぶりに学校統廃合についての基準を見直しました。新聞報道等によれば、小学校では全校で6学級以下、中学校では3学級以下について統廃合を含めた検討を急ぐよう自治体に求めるとしてあります。また、これまで徒歩や自転車による移動距離で定めた通学区域についても、バス利用等を前提におおむね1時間以内との目安を初めて示し、統廃合を進めやすくしたものであります。このことは、手引にまとめ、今月、1月中にも全国の自治体に通知するとの報道でありました。

さて、この60年ぶりの基準見直しの理由として、予想をはるかに上回る少子化、それに伴う生徒数の減少であることは誰もが想定できるところであります。生徒の減少が学校経営や教育環境上にもどのような影響を及ぼしてきたのか関心のあるところでございます。

そこで、公立小・中学校の統廃合に関する基準の見直しに関連しての1点目、文部科学省が60年ぶりに公立小・中学校の統廃合に関する基準を見

直した背景は何かについて教育委員会委員長にお伺いいたします。

さて、卒業する生徒と新入児童のバランスが崩れれば、学級編制どころか学校そのものの維持が困難になってくることは明白であります。そのような事例が全国的に顕著になってきたことで文部科学省としても放置できず、重い腰を上げ、60年ぶりに学校統廃合の見直しということになったのではないのでしょうか。むつ市の場合はどうか。統廃合の新基準に照らせばどのような現状にあるのか。特に過疎化が進み、児童数の減少が著しいと思われる旧合併町村部の小・中学校の場合、新基準を満たせないことが推察できます。

そこで2点目、むつ市学区において、統廃合の新基準に照らした場合、むつ市の現状はどうなるのかについてお伺いいたします。

さて、統廃合とはいうものの、それぞれの地域には学校とともに歩んできた歴史がある分、深い愛着があることは当然であります。と同時に、学校が消滅することイコール地域の衰退と見る地域住民にとってまことに耐えがたい感情が残ることも否定できません。一方、通学距離や時間が延長されていても、大規模校で子供同士が切磋琢磨できる学校環境を望む父兄の声も多く聞こえております。

これらのことを踏まえ、3点目として、統廃合に関し、教育委員会として今後どのような方針で臨むのかお伺いいたします。

以上、3項目9点につきお伺いいたします。細部につきましては、ご答弁をお聞きしたうえで再質問、要望等を行わせていただきます。これで壇上よりの質問を終わります。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 浅利議員のご質問にお答えいたします。

まず、ご質問の1点目、地方創生事業に関連してについてであります。本定例会のこれまでの答弁と重複する部分もありますが、ご了承いただきたいと思っております。

安倍政権の看板政策、まち・ひと・しごと創生事業に対し、むつ市はどのように取り組むのかについてであります。むつ市のまち・ひと・しごと総合戦略の策定に当たっては、国が示した雇用の創出等4つの基本目標をもとに、当市の地域特性として雇用と旧町村地区の活性化を最大の課題と捉え、国・県の総合戦略を勘案しつつ、重要業績評価指標を設定するなど、人口ビジョンに基づいた地域性のある戦略を平成27年度中に策定したいと考えております。

策定にかかわる組織体系につきましては、新年度に新設する総合戦略課及びむつ市まち・ひと・しごと創生本部で基本目標等を協議することになりますが、民間の方々の幅広い意見の反映が必要であることから、産業、大学、金融機関等で構成する推進組織を設置することを研究しております。

次に、下北地域定住自立圏形成の手順と今後の課題は何かについてであります。先月大間町、東通村、風間浦村、佐井村の4町村長と会談し、定住自立圏の形成について連携して取り組んでいく意向を確認したところであります。むつ市では、4月から新たに設置する総合戦略課が事務局となり、連携する市町村間で協議を重ね、周辺町村の意向にも配慮しつつ、中心市宣言を本年9月までに行う予定としております。

中心市宣言を行った後は、定住自立圏形成協定を市と各町村との間で締結することになります。さらに、協定締結後は、圏域共生ビジョン懇談会を組織し、その懇談会での協議を経て、定住自立圏共生ビジョンを策定、公表することになります。

むつ下北圏域は、任意団体を形成して観光振興

や地域開発を進めてきており、文化、生活面でも長年にわたり結びつきの強い地域で、自治体の連携、協力の基盤があると認識しており、連携する具体的施策項目については十分に丁寧な協議を重ね、それぞれの市町村が相互にメリットを享受できるように迅速に作業を進めていきたいと考えておりますので、現時点での策定についての明確な課題はないと認識しております。

次に、地方の独自性が求められている地方創生事業に対し、海上自衛隊で唯一艦船修理ドックを保有する大湊地方隊との連携による防衛造修ゾーンを提唱してはどうかについてであります。当市に自衛隊基地が存在することは地域特性の一つであり、基地関連業務の発注や隊員の消費活動は当市の経済に一定の効果があるものと認識しております。

大湊基地にかかわる当市への経済波及効果が拡大することについては、私が会長を務める下北・むつ市企業連携協議会において防衛省へ要望活動を続けてきたほか、先月には議員各位により防衛省及び東北防衛局へ要望していただいたところであります。

艦船修理の受注拡大が地域経済の活性化につながり、自立できる地域の形成が図られることは私も期待するところであり、民間企業による地域の特色ある産業の創出について、協力できる方策を研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、介護報酬改定についてのご質問にお答えいたします。1点目の2015年の介護報酬改定のポイントについてと、2点目の介護職員の賃金アップが事業の経営状態に左右されることなく確実に実行される担保につきましては、担当部長から答弁をいたします。

ご質問の3点目、要支援1、2の高齢者向けサービスの一部が4月から介護保険給付から切り離

され、段階的に市町村の事業に移行する制度改正への対応についてお答えいたします。今回の法改正により、サービスの基準等が全国一律となっている要支援1、2の方に対する訪問介護、いわゆるホームヘルプサービスと通所介護、いわゆるデイサービスが市町村事業である地域支援事業へ移行することになるわけですが、この実施については平成29年4月まで猶予がございます。当市の移行時期については、事業を担う生活支援サービスコーディネーターの配置やボランティア等の育成などに時間がかかることや、利用者及び事業者の混乱を招かないよう十分なサービス内容の検討及び精査をしていかなければならないことなどから、最終期限の平成29年4月を予定しております。

移行に当たりましては、現在サービスを利用している方々が引き続き同等のサービスを受けられるよう、既存の介護事業所からサービスを提供していただくことを基本とし、加えてそれぞれの地域で高齢者が集い、活動する新たな介護予防サービス体制等の構築に向け取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

教育行政についてのご質問につきましては、教育委員会から答弁をさせていただきます。

○議長（山本留義） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 浅利議員の教育行政についてのご質問の1点目、文部科学省が60年ぶりに公立小・中学校の統廃合に関する基準を見直した背景は何かについてお答えいたします。

公立小・中学校の統廃合に関する基準の見直しについては、斉藤議員のご質問の際にもご説明し、内容が重複いたしますことについてご了承くださいますようお願いいたします。

本年1月に文部科学省がおおよそ60年ぶりとなる公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引を策定し通知した背景には、全国的な

少子化が続く中、小学校、中学校が過度に小規模化し、教育条件への影響が出たりすることが懸念されていることや、それに伴う課題がかつてよりも一層顕在化しているとの指摘があるほか、交通機関の発達等により生活圏が拡大しているといった通学条件の変化も含めて考える必要があることから、今回の通知となったものと考えております。

次に、ご質問の2点目、むつ市学区内において、統廃合の新基準に照らした場合、むつ市の現状はどうなるのかについてお答えいたします。今回示された手引では、統合について速やかに検討する必要があるとする目安が示されている小学校は、複式学級が存在する規模として、奥内小学校、関根小学校、正津川小学校、二枚橋小学校、脇野沢小学校の5校、クラスがえができない6学級の規模として、大湊小学校、川内小学校の2校があります。中学校については、複式学級はないものの、クラスがえができない3学級の規模の学校は、大湊中学校、近川中学校、関根中学校、川内中学校、脇野沢中学校の5校となっております。

ただし、特別な事情があるときは、この限りではないとし、さまざまな事情から学校統合によって適正規模を進めることが困難で、小規模校のまま存続させることが必要と判断される場合は、小規模校としてのメリットである一人一人の学習状況や学習内容を的確に把握でき、きめ細かな指導が行いやすい、保護者や地域と連携した効果的な生徒指導ができるなど、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、クラスがえができず、クラス同士が切磋琢磨することができない、集団学習の実施に制約が生じるなどの小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討、実施する必要があるとされております。

次に、ご質問の3点目、統廃合に関し、教育委員会として今後どのような方針で臨むのかについてお答えいたします。教育委員会といたしまして

は、学校規模の適正化につきましては、さまざまな要素が絡む困難な課題ですが、あくまでも児童・生徒の教育条件の改善の観点を第一義に据え、学校教育の目的や目標をよりよく実現するために行うべきものと考えております。

これからの時代に求められる教育内容や指導方法の改善の方向性も十分勘案しつつ、現在の学級数や児童・生徒数のもとで具体的にどのような教育上の課題があるのか、また通学距離や通学時間についても機械的に適用することなく、通学路の安全確保、道路整備や交通手段の状況、気候条件等地域の実情を踏まえた適切な通学距離の設定、さらに学校は教育のための施設であるだけでなく、地域のコミュニティの核として防災、保育、地域の交流の場であることなど、さまざまな機能をあわせ持っていることなどから総合的な観点から分析を行い、保護者や地域住民と共通理解を図りながら、学校統合の適否について考える必要があると考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 介護報酬改定に関連しての市長答弁に補足説明いたします。

ご質問の1点目、2015年度の介護報酬改定のポイントは何かについてであります。平成27年度の介護サービス事業者に支払われる介護報酬は2.27%の減額改定となっております。この引き下げは急増する介護給付費を抑えることが狙いとなっております。

主なポイントを申し上げますと、まず特別養護老人ホームなどの施設サービスや通所介護、いわゆるデイサービスなどの報酬単価が引き下げられております。一方、介護度が中重度になったり、または認知症になったとしても、引き続き在宅で生活できるよう在宅介護の推進策として通所と宿泊を組み合わせる小規模多機能型居宅介護や、ホ

ームヘルパーが一日に複数回自宅を訪問する24時間地域巡回型サービスなどは報酬が引き上げられておりまして、手厚い対応となっております。

また、介護人材を確保するための処遇改善に充てる介護職員処遇改善加算の上乗せや、介護福祉士の配置の充実状況に応じ報酬を加算するなど、介護職員を安定的に確保するための報酬を拡大しております。

なお、議員ご懸念の介護サービスを利用されている方の利用料については、今回介護報酬が2.27%の減額改定となっていることから、その1割負担である利用料もその分減額になります。また、介護報酬が減額されることによる直接的なサービス内容の変更などはございません。

次に、2点目、介護職員の賃金アップが事業の経営状況に左右されることなく、確実に実行される担保は何かについてであります。国は平成24年度からそれまでの一時的な交付金制度にかえて介護職員処遇改善加算を創設しておりまして、今回の措置は現行の加算の仕組みを維持しつつ、その加算に上乗せを行うというものであります。

労働組合の調査によれば、介護職員の賃金は月額平均20万円余りで、全ての産業の平均よりも9万円近く低いというデータもあり、各介護事業所ともこの制度を活用して、少しでも介護職員の維持確保につながればとの思いから、今回の加算措置を実施、活用することはほぼ間違いのないところだと思います。

しかし、浅利議員ご懸念のように、それがそのまま介護職員の賃金アップに結びつくかということ、必ずしも確実とは言いがたい状況にあるようです。それは、介護職員等の給与本体は介護報酬本体から支弁されていることから、今回の介護報酬単価平均2.27%の引き下げにより、事業の業績が悪化すると見込まれる場合は、それを月額賃金やボーナス等の人件費の引き下げによって補う可

能性があり、この制度上もそれが容認されていることにあります。

例えばちょっと極端な例として、介護福祉施設等の施設給付単価が6%引き下げになって、それを人件費の削減で補うとすると、本体給与を平均給料20万円の6%、つまり1万2,000円ほど引き下げ、この加算措置を活用し、1万2,000円を上乗せ補填することが可能なわけで、結局賃金アップがないという結果になることも懸念されるということですよ。

いずれにいたしましても、今回の加算措置は各事業所が県に計画や実績報告をしつつ実施するスキームとなっておりますので、市といたしましても、実施状況について注視していきたいものと考えております。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） ありがとうございます。  
それでは、再質問に入らせていただきます。

質問の1点目、地方創生事業に関連しての全体的な再質問でございますが、まず1点目、新年度から設置される総合戦略課の役割でございますけれども、単に各部各課のまとめで終わらせるのか、それとも創生事業の牽引力として、やりの穂先となって鋭く戦略策定にこぎ着ける意気込みがあるのか、それに期待するのか。これは、任命権者である市長の政治姿勢が問われていることだと思いますけれども、この総合戦略の位置づけについて、市長の認識、意気込みをお伺いしたいと思いますけれども、お願いします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

この総合戦略課についての位置づけということでもありますけれども、やはりこれは、まず特に地方創生に向けた総合的な戦略を担う課として総務政策部内に設置するものでありますので、こういった厳しい財政状況の中でも新たな光を求めて当

市及び下北地域が成長していくための戦略を描く組織にしたいと、そのように考えております。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） 市長のお言葉の中に、新たな光を求めてむつ市及び下北地域が成長していくための戦略を描く組織にしたいという決意だと受けとめております。大いに期待しております。

次の2点目ですけれども、まち・ひと・しごと創生法第10条第2項では、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に関しまして、目標、基本的方向及び実施のための必要事項を定めるとしておりますけれども、現段階で市長としては基本的方向はどのような方向に持っていきたいとお考えでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

基本的方向性ということですが、問題意識ということで答弁させていただきますけれども、当市におきましては、観光、それから農林、水産、エネルギー資源を活用した産業の育成、または雇用の創出による就業機会の確保、そして旧町村地区の活性化などが大きな課題であるというふうに認識しております。これらに加えまして、子育ての充実、地域の人材育成など、さまざまな施策を組み合わせて展開していくことが求められておりますけれども、こういった問題意識を踏まえて基本的な目標などについては今後創生本部の中で十分検討して方針を決定することと考えております。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） ありがとうございます。  
それでは、定住自立圏構想の件に移らせてもらいます。

定住自立圏構想の中には、中心市は地方圏における定住の受け皿としての期待があります。その期待される最も大きな要素は何とお考えになるのか。さらには、その期待に応えることと、今合併

をしてもう10年になるのですけれども、合併後の新市、むつ市の旧町村部が必ずしも当初の期待どおりにっていないと、疲弊の現状がオーバーラップするのでありますけれども、市長はそこら辺をどのようにお考えかお尋ねします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

定住自立圏の期待される最も大きな要素、そして旧町村部の疲弊というものをどのように考えるかということでございます。

まず、定住自立圏の構想の方向性といたしましては、大都市圏への人口集中の抑制、地方への人の流れの創出、分権型社会にふさわしい社会空間の形成、ライフステージに応じた多様な選択肢の提供にあるというふうに思っておりますので、こういった部分に非常に期待をしているということでございます。

さらに、旧町村地区においても、人口減少による地域経済力の低下、そしてコミュニティの衰退などさまざまな課題がありますが、私は住民の皆様が生まれ育った土地で安心して暮らし続けるために、各地区の特性を尊重しながら自立した地域を形成していく必要があるものと認識しておりますので、旧むつ市地区のみならず、旧町村地区も含めた定住自立圏の確立を目指してまいりたいと考えております。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） この定住自立圏構想なのですけれども、確かにこれから進めなければいけないことであることは間違いありません。しかしながら、現在のむつ市の足元を固めて、すなわち旧合併町村の定住自立、これを確立することも大事であるというふうに思いますので、そのことを考慮のうえ、定住自立圏構想を展開していただきたいと要望しておきます。

次は、海上自衛隊の造修関連のことなのですけ

れども、1点目で、最初の当初の質問で言いましたとおり、武器修理とかの流れが、地元受注額が極端に少ないのです。たった4.何%なのです。ですから、これを大湊地方隊が所有するドックを活用することによって、必要な人員、要員を民間で確保すると。そして、その要員は必要なときに活用できる、いわゆるアウトソーシング方式、要するに自衛隊が抱えるのではなくて、民間のそういう人員を抱えるアウトソーシング方式を用いてもらえば、地元発注額が増大しまして、Iターン、Uターン希望者による雇用の確保も可能になるというふうに思います。その前段として、大湊基地港内の浚渫等があることも当然認識することが大事であると思います。

地方創生事業の手段として、大湊地方隊との連携による防衛造修ゾーン、これは名前はいつでもいいのですけれども、要するに防衛関連でそういう活性化を図るということなのですけれども、形成について提言していただきたいと。これ重ねて今お尋ねしますけれども、もう一度お願いいたします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 議員ご提案の防衛造修ゾーンにつきましては、基地業務の発注の受け皿として技術のある人材が求められることから、こうした条件が整っているか、あるいは大湊地方隊にそういったニーズがあるのかどうかということ、そういう情勢を見きわめながら、要望が可能なものかどうかを検討してまいりたいと考えております。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） よろしくお願ひいたします。

地方創生事業の精神は、地方自治体の熱意と獨創性、何回も言いますけれども、オリジナリティーを求めているところに私はあると考えています。むつ市のことを考えれば、自衛隊との連携は

今後のむつ市の地方創生の指針となるべきものであると考えておりますので、今後の検討課題としてよろしくお願ひしたいと思います。

地方創生全般についての感想なのですが、このたびの地方創生事業に即応しまして、いち早く総合戦略課を立ち上げたり、その他いろいろ組織改編をしておりますね。これまことに鮮やかとかいうか、別に市長にごまするわけではないのだけれども、非常にタイムリーにぱっと対応したということは、これは見事と私は思っております。実効性と実りがある総合戦略の策定をぜひ祈っております。

次に、質問の第2、介護報酬関連に関しての全般の質問をさせていただきます。現在介護保険を使って訪問介護、通所介護、デイサービスを利用している人はたくさんおられます。例えば後ろに、きょう傍聴されている方も利用されている方いるのではないかと思うのですが、そこで要支援者の人数及びその人たちが介護認定者に占める割合がどれくらいかということをお伺ひいたします。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） お答えいたします。

要支援者のうち、訪問介護及び通所介護を利用している方の人数及び介護認定者に占める割合ということでございますけれども、訪問介護を利用している人数は、要支援1の方が70人、要支援2の方が159人、合わせて229人となっております。また、通所介護を利用している方は、要支援1の方が132人、要支援2の方が237人、合わせて369人となっております。訪問介護と通所介護を合わせて延べ598人、実人数では586人となりますので、要支援認定者数931人に対する割合は63%となっております。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） ありがとうございます。今

お聞きしましたところ、訪問介護、通所介護とも要支援2の方が要支援1の約2倍の数字なのです。いわゆる要介護待機組の方が非常に多いということなのです。この人たちをできる限り要支援にとどめておくことが、この地域支援事業の狙いであると思っておりますけれども、これに関連しまして、次の質問をいたします。

利用者、利用率とも高い地域支援事業、要支援サービスの市町村運営でありますけれども、新聞報道によるところのアンケートでは、事業を担う人材、ボランティアが少ないと回答する自治体がほとんどらしいと書いてありますけれども、本市の状況はどのような状況でしょうか。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 本市における事業を担っているボランティアの状況についてでございますけれども、今のところ介護予防運動を実施する団体と、閉じこもり防止を目的とした地域サロンを開催する団体の2団体がございます。今後多様なサービスを提供していくために、ボランティアの育成や支援を行っていかねばならないものと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） 最初のご答弁の中で、保健福祉部長も懸念されておりましたように、従来の基本給を1万2,000円下げると、実施者の方が1万2,000円下げると、そのうえで加算措置として1万2,000円を、国の制度を利用して1万2,000円、結局もらうお金は一緒だということになれば、はっきり言えば3K産業からいつまでたっても抜けられないと。これから介護を利用するお年寄りの方がどんどんふえるわけですから、それがいつまでたってもなかなかそれに携わる職業を希望する人がないとなれば、介護保険の崩壊につながるというような懸念もありますので、どうかそこら辺

を、地域支援事業というのは、これむつ市がやることですから、そこら辺の指導とか監督とかよろしくお願いたしたいと要望しておきます。

次は、質問の第3の公立小・中学校の統廃合に関する基準の見直しの全般質問でございますが、先ほど教育長からありました、いろんな文部科学省が示した手引で複式学級やクラスがえができない、速やかに検討すべき対象校がむつ市内にも多くあることがわかりましたし、それを解消するために多くの課題があることも理解できました。今急にすぐどうのこうのということはなかなか難しい現状にあるということは理解しました。そのうえで、ことしの春の小・中学校の卒業生、新入生の実態をちょっとお尋ねいたします。

○議長（山本留義） 教育部長。

○教育部長（古川俊子） お答えいたします。

市内の小・中学校における新入生と卒業生の状況、人数についてでございますけれども、平成27年度の新入生ですが、2月26日現在で把握している人数ですが、小学校では493名、中学校では562名となっております。

次に、平成26年度の卒業生ですが、こちらは1月31日現在で把握している人数となりますが、小学校で568名、中学校で569名となっております。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） 今お聞きした数字の中では、小学生が卒業生と入学数の差にたしか七十五、六名の差があるのです。多分これはこれからずっと、永久にとは言わないけれども、かなりの期間続くことだと思っております。これ大変な問題だということを再認識させられました。

それで、ちょっと細部にわたりますけれども、統廃合に関して、実際に行政区域が一番広いむつ市でスクールバスを利用するとか、そうした場合の負担とか何かはどうなるのか、父兄の負担。

あと、通学が今度自転車とか歩きではなくてバ

スで1時間というふうな、そういう範囲も示されました。そうしたら、例えば川内から田名部に通学したいと。バスだと1時間で大体通学できるわけですから、それを子供とか親が希望した場合、どうぞというのか、そこら辺も含めてお尋ねします。

○議長（山本留義） 教育部長。

○教育部長（古川俊子） お答えいたします。

まず、スクールバス通学における保護者の経費負担についてですが、むつ市では学校の統廃合に伴う児童・生徒の通学手段としてスクールバスを運行しているわけですが、その運行に係る経費については、全額市で支出をしておりますので、保護者の負担というものはございません。

次に、保護者などが希望した場合の区域外就学についてでございますが、むつ市では住所により小・中学校の通学区域が定められております。この通学区域は、通常指定された通学区域の学校に子供たちを就学させていただくことになるのですが、ただ子供たちの下校後の保護の問題、あと病院へ長期にわたり通院をしている場合など、特別な事情がある場合は教育委員会へ学校指定変更願を出してもらうことにより就学先を変更することが可能となります。ただし、その場合、あくまでも自己都合により就学先を変更するものでありますので、スクールバスの乗車の対象とはなりません。

以上です。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） 少子化がどんどん進む中であって、学校統廃合も含めて次代を担う児童の学校教育は、あだおろそかにしないという認識は私も含め皆さんも同じだと思います。子供の将来を第一義に、今の時代を生きるものが英知を絞って最善の方向を目指していただきたいと、こう教育委員長を含めて皆さんに要望しておきます。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山本留義） これで、浅利竹二郎議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時20分まで休憩いたします。

午後 零時12分 休憩

午後 1時20分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎鎌田ちよ子議員

○議長（山本留義） 次は、鎌田ちよ子議員の登壇を求めます。22番鎌田ちよ子議員。

（22番 鎌田ちよ子議員登壇）

○22番（鎌田ちよ子） 22番、公明党、公明・政友会の鎌田ちよ子です。本日はお忙しい中、傍聴においでいただきました皆様、ありがとうございます。

3.11、東日本大震災より、あすで4年となります。いまだ多くの方々のご苦労されております。一日も早く安心して生活されますようにと祈らずにはられません。そして、亡くなられた皆様にご心より哀悼の誠をささげます。

暦は3月、日差しが日を追うごとに強くなり、少しずつ春の訪れを感じます。梅香る弥生3月は、別れの季節でもあります。ここにご出席の部長職の皆様を初め今年度で退職される職員の方々には、大変お世話になりました。ご健康に留意され、心豊かに新たなご活躍をお祈り申し上げますとともに、今後も豊富な経験からのご指導、ご教示をいただきたいと存じます。

むつ市議会第223回定例会に当たり一般質問をいたします。市長並びに理事者におかれましては、

明快かつ具体的で前向きなご答弁をよろしくお願いいたします。

質問の1、健康まちづくり元年、むつ市健康マイレージ事業につきましてお伺いいたします。「健康むつ21」むつ市保健計画の指針のもと、ライフステージに応じた健康づくりを進めてまいりました。市民の健康は、今後のさらなる高齢化社会において、医療、介護に直接的に影響を及ぼし、市の政策にとって大変重要な課題の一つです。健康づくりは、市民一人一人が取り組む課題ですが、一人では継続して取り組むことは難しく、社会全体として積極的に取り組みを支援する体制が必要と考えます。

健康診断の受診やスポーツ活動への参加など、ポイントをためると特典を利用できる健康マイレージ事業の取り組みが注目されています。この健康マイレージ事業に最初に取り組んだ静岡県は、厚生労働省が発表した健康の新たなバロメーターである健康寿命が全国トップです。健康寿命とは、寝たきりや介護を必要としない自立した生活を送っている人の統計です。静岡県袋井市では、平成19年度から全国に先駆けて実施いたしました。厚生労働省は、先進的な事例として、健康日本21健やか生活習慣国民運動に紹介し、超高齢化社会を見据えた施策として全国に広がっています。

一昨年厚生労働省が発表した自治体別平均寿命におきまして、本市の男性はワースト8位、女性は16位でした。その中で特に重大な疾病につながる循環器系疾患について、県内10市の中で最も罹患率が高く、非常に悪い状態が続いています。地域を元気に、市民を元気に、健康まちづくり元年、健康マイレージ事業につきまして、本事業の推進体制と目標数値、地域経済への波及効果についてお伺いいたします。

質問の2は、市民の健康づくり、成人用肺炎球菌ワクチンについてお伺いいたします。肺炎球菌

への感染で気をつけなければいけないのが、インフルエンザの流行の時期です。インフルエンザに感染すると、鼻などの気道の粘膜が傷つき、肺炎球菌に感染しやすくなります。

日本呼吸器学会は、肺炎球菌ワクチンとインフルエンザワクチン、2種類のワクチン接種を勧めています。肺炎による死亡率は高齢化により1980年以降ふえ続け、がん、心臓病に次いで肺炎が第3位です。また、肺炎の死亡者の96%は65歳以上の高齢者となっています。国立病院機構東京病院長の永井先生は、免疫が低下した高齢者には、抗菌薬を使うよりワクチンによる予防が必要と話されました。日本で承認された成人用の肺炎球菌ワクチンは、肺炎球菌の型のうち23種類に効き、それは肺炎を起こす肺炎球菌の8割をカバーすると言われています。

ワクチン接種の対象者は65歳から5歳刻みの年齢です。詳しい制度を知らなかったり、うっかりしたりで、機会を逃がし、公費助成のチャンスを失うことが心配です。短命県返上の大切な事業であると認識いたします。対象者への個別通知並びにフォロー体制についてお伺いいたします。

次に、特定保健指導と重症化予防対策についてお伺いいたします。特定健診及び特定保健指導につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき平成20年から各医療保険者に実施が義務づけられたものであり、40歳以上75歳未満の被保険者が対象となり、受診者の利便性を図るため、地区集会所などで受診する集団健診及び登録医療機関で受診する個別健診の2通りの方式で実施されています。

現在健康志向が非常に高まり、平均寿命の伸びと同時に、介護などを受けないで健康寿命をいかに延ばすかということに関心が高まっています。健康寿命と密接な関連がある3大生活習慣病の高脂血症など脂質異常、高血圧症、そして糖尿

病につきましては、平成24年、厚生労働省の国民健康栄養調査により、糖尿病が強く疑われる人は約950万人、調査以来増加を続けています。糖尿病は、多種の合併症を招き、動脈硬化の進行に伴い脳卒中や心筋梗塞などのリスクを高めます。放置した先の人工透析に至らないような重症化予防を講ずることで、本人の生活の質、QOLを高めることになり、本人の医療費負担の軽減と国保医療費抑制に効果を上げ、健全な運営に寄与することになります。重症化予防対策の現状と今後の対策につきまして、本市の1人当たり年間医療費につきましてお示しください。

質問の3は、市民生活の利便性についてお伺いします。交通政策基本法は、2013年12月4日に公布、施行されました。この基本法は、交通分野における国の基本方針を初めて法的に示したものです。目標は、豊かな国民生活の実現、国際競争力の強化、地域の活力向上、大規模災害への対応の4点です。

交通権とは、国民の移動する権利であり、憲法第13条、第22条、第25条など、基本的人権を保障する権利です。

公共交通の整備は、移動制約者の解消を図るという意義だけでなく、まちづくりの土台としての役割が大きいと考えます。福祉、医療、産業振興、観光、教育など、あらゆる施策は公共交通の整備によって効果をあらわすと言っても過言ではありません。誰もが、いつでも、どこでも自由に交通できる人権を保障した交通循環社会の実現、また災害に対する緊急輸送の確保、障害者等の福祉輸送も自治体の責務です。公共交通に期待される役割はますます高まっています。利用者の立場に立った施策の推進、交通弱者の移動の保障、総合的な交通体系の構築、生活交通の維持、確保、環境に優しい交通施策推進、地域活性化などまちづくりのかなめ、市民の足としての公共交通利用促進

について、本市の交通施策の現状と評価、総合公共交通施策の将来像につきましてお伺いいたします。

質問の4は、子育て支援、母親と赤ちゃんをサポートする産後ケアについてお伺いいたします。依然として児童虐待は大きな社会問題です。平成25年度中に全国207カ所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は7万3,765件、これまで最多の件数との報告がされました。昨年日本創成会議により報告されましたとおり、本市も2040年には20歳から39歳の女性が半数以下となり、人口減少が加速化し、消滅の危機にさらされています。これらのことを踏まえ、子育て支援の充実を着実に切れ目なく進めていく必要を強く感じます。

産後ケアとは、出産後の女性の心と体をサポートすることです。女性は出産すると、体に大きな負担がかかります。それに加え、ホルモンバランスが崩れ、夜の授乳などで生活のリズムが乱れ、強いストレスにさらされています。精神的に不安定になり、抑鬱、意欲の低下、不眠などの症状や母乳が出ないなど、悩みもさまざまです。そして、核家族化などで孤立しがちな母親が育児疲れや不安などから産後鬱に陥ったりして、子供への虐待に発展してしまう場合があります。大事なときを母子ともに健康で過ごしていただきたいと思っています。産後ケアの体制づくりにつきまして、本市の現状と取り組みをお伺いいたします。

以上、4項目にわたり壇上からの質問といたします。市長並びに理事者の皆様には、明快かつ具体的、前向きなご答弁をお願いいたしまして、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 鎌田議員のご質問にお答えいたします。

健康まちづくり元年、健康マイレージ制度についてのご質問の1点目、本事業の推進体制についてであります。平均寿命が全国最下位の青森県内の中でも、本市はとりわけ平均寿命が短いことから、地域ぐるみで健康づくりに積極的に取り組む機運の醸成を図らなければならないものと考えており、その一環として平成27年度においては新たに健康マイレージ事業を開始することといたしました。

本事業は、市民の皆様が自主的に健康メニューにチャレンジし、健康診査やがん検診の受診、市の健康イベントへの参加によってポイントを集め、マイレージカードと共通商品券などが得られるというもので、健康づくりを第一義としつつも、インセンティブとしての地域活性化も取り込んだ事業であり、商工会議所など関係団体のご協力を得ながら進めることとしております。

なお、開始時期については、4月下旬にチャレンジシートの配布を予定しており、8月中旬にはお忙しい方への対応として、スマートフォンアプリを利用したポイント獲得についても準備を進めております。

事業の詳細につきましては、広報むつへ概要を掲載するなど周知してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、目標数値と地域経済への波及効果についてであります。目標数値といたしましては、チャレンジシートの配布数を6,000部、ポイント達成者を個人で500人、世帯で100世帯と見込んでおります。また、地域経済への波及効果についてであります。本事業は市民の皆様が健康になることを目的としており、達成者がふえますと、市内での消費活動が活性化するなど、地域の活力を導く二重の効果が期待されているところであります。

いずれにいたしましても、健康マイレージ事業

は健康まちづくり元年における地域の一体化を目指した新たな健康モデル施策であると考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、市民の皆様の健康づくりについてのご質問につきましては、担当部長から答弁をいたします。

次に、ご質問の3点目、市民生活の利便性についてお答えいたします。現在公共交通を取り巻く環境は、人口減少と交通手段の多様化により、ますます厳しいものとなっており、市内のバス事業者からは年々利用者が落ち込んでいるということ聞いておりますが、これは昨今に始まったものではなく、青森県においても利用者のピークは昭和40年代であったと言われております。

このように低迷する路線バスに対する市の支援としては、国の地域公共交通確保維持改善事業により、市町村にまたがる幹線の路線であるむつ佐井線、野辺地線、むつ脇野沢線等の路線に対して、国・県との協調補助を行っております。また、路線バスが廃止された後に貸し切りバス事業者が国土交通省の許可を得て運行している廃止路線代替バスとして、脇野沢地区における九艘泊線及び源藤城線、川内地区における川内湯野川線に対して単独補助を行ってきたほか、大畑地区の薬研線が廃止された後には、デマンドタクシーを委託して運行してきたところであります。

しかしながら、全ての路線が補助を受けられるというものではなく、利用者の減少により減便や廃止となった路線もあり、いかにして地域の足を守っていくかが大きな課題であると認識しております。

国では、交通政策の基本理念などをまとめた交通政策基本法を制定し、これに基づく交通基本計画を去る2月13日に閣議決定したところであります。この基本計画では、3つの基本方針を示しておりますが、私たちにとって最も身近なものであ

る豊かな国民生活に資する使いやすい交通の実現においては、コンパクトシティ化等まちづくり施策と連携した地域交通ネットワークの再構築、地域の実情を踏まえた多様な交通サービスの展開の後押しなどの施策を掲げております。

現在市においては、幹線となる路線について、途切れることなく維持していくことを第一義として取り組んでおりますが、デマンドタクシーの運行など、交通基本計画にある多様な交通サービスについてもできる限りの努力をしております。

また、今後においては、人口減少や高齢化の進展といった社会状況の変化とともに、変遷していくまちの姿に合わせた施策が必要になってくると考えておりますが、地域公共交通に関する施策の展開については、事業者や住民の合意のもとで、まちづくり等の地域戦略と一体で持続可能な地域公共交通ネットワークを形成することが重要であると考えております。

当市におきましても、コンパクトシティの実現に向けて、平成27年度から都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画の策定に取り組むこととしておりますので、当該計画とあわせて今後の公共交通のあり方について検討していく必要があると考えております。

次に、子育て支援についてのご質問につきましては、担当部長から答弁をいたします。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 鎌田議員の市民の健康づくりについてのご質問にお答えいたします。

まず、ご質問の1点目、成人用肺炎球菌ワクチンについてであります。市では平成23年7月から独自の事業として、65歳以上の方を対象に成人用肺炎球菌ワクチンの接種費用の一部を助成してきましたが、昨年10月から予防接種法に基づく定期接種のB類となったことから、対象者の方へは接種に必要な書類とともに個別通知をし、あわせ

て広報むつやホームページに掲載して周知を図り、国の制度に基づき実施しているところであります。

むつ市において定期接種となった昨年10月からことし1月までに成人用肺炎球菌ワクチンの接種を受けた方は、接種対象者3,716人のうち1,453人となっております。接種対象者が公費助成を受けられる機会は1度限りとなることから、市といたしましては、未接種者の方が接種期間内に受けるよう、改めて広報むつやホームページに掲載し、また未接種者の方に対しては再度個別通知による接種勧奨を行っております。

次に、ご質問の2点目、特定保健指導と重症化予防対策についてお答えいたします。まず、重症化予防対策の現状と今後の対策についてですが、生活習慣病の代表格である糖尿病は、自覚症状がないままじわじわと年月を経て進行していくので、治療せずそのまま放っておくと重篤な合併症を引き起こし、日常生活に大きな支障を来すこととなりますので、定期的に特定健診を受けることにより病気を未然に防ぎ、あるいは早期発見、早期治療につなげて重症化を防ぐ、このことが非常に重要であると認識しております。市では、平成26年度から特定健診の自己負担無料化とあわせ、個別に受診できる医療機関をふやすなど、多くの方が受診しやすいような環境整備に努めているところであります。

生活習慣の見直しをサポートする特定保健指導についても、個々の生活スタイルを重視し、無理なく生活習慣の改善が図られるよう効果的な保健指導を目指していきたいと考えております。

次に、むつ市の国民健康保険加入者1人当たりの年間医療費についてですが、平成25年度実績で、薬剤費などを含めた1人当たりの年間医療費は30万3,708円となっております。

次に、子育て支援についてのご質問にお答えい

たします。母親と赤ちゃんをサポートする産後ケアの取り組みについてであります。母親に対しての最初のサポートは、妊娠届を受理して母子健康手帳を交付するところから始まります。保健師が窓口で面接をして、身体的、精神的、経済的状況などを把握しながら、心配事や気になる状況などを丁寧に聞き取り、妊婦が安心して出産に向き合えるよう適切な保健指導を心がけているところであります。

また、出産後のサポートという面では、生後1カ月までの産婦及び新生児の訪問指導を初めとして、生後4カ月までの育児家庭の全戸を訪問するこんにちは赤ちゃん事業、また乳児とその母親や保護者を対象とした赤ちゃん教室や離乳食教室の開催、さらに各種乳幼児健康診査などを通じて母親の育児に対する不安解消に努めるとともに、未熟児や発育発達のおくれが疑われる子と、その家族に対しましては、療育上必要な指導、支援を継続して行っております。

さらに、育児疲れや不安などから精神的に不安定になったり、産後鬱に陥りそうなハイリスク妊産婦に対しては、できるだけ早い時期での家庭訪問や電話などでの介入に努め、必要に応じて医療機関や児童相談所などと連携を図りながら、虐待予防も視野に入れた支援を行っております。

一方、母子保健事業以外の子育て部分での産後ケア支援としては、柳町ひまわり保育園、大平保育園、大畑中央保育所内に開設している子育て支援センターで、地域の親子が気軽に立ち寄り交流できる場として、育児相談や講習会などを行っているほか、4月にオープン予定のキッズパークにおいても、親子の交流等の促進を図っていくこととしておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 22番。

○22番（鎌田ちよ子） ご答弁ありがとうございます。再質問と要望を申し上げますので、よろしく

お願いします。

まず、質問の4の子育て支援について、部長よりご答弁いただきました。この子育て支援につきましては、生まれる前から、そして生まれて、そして育てていく中で、トータル的な支援が必要であります。担当課の皆様には大変ご苦勞をおかけしていますが、この産後ケアにつきまして、この部分はとても微妙な問題でありまして、切れ目のない支援体制の中で、支援体制強化も含めて今後ともよろしく願いいたします。

次に、質問の3の市民生活の利便性について、市長よりコンパクトシティのまちづくりの中で、もろもろ検討もという答弁もいただきました。この質問の3なのですが、地域の公共交通がない、またあるとしても極めて不便で高齢者の移動が困難という事態、よくそういう切実な声をお聞きします。その中で、私たち団塊の世代が75歳を迎える2022年ごろからは、マイカー運転が困難になる層が急増いたします。この移動制約者の解消は、各自治体が最優先的に取り組んでいかなければならない課題と私は思っております。

近年、また全国各地で高齢者の運転による交通事故も大きな問題となっております。高齢者の交通事故防止対策として、運転免許証の自主返納を本市も勧めておりますが、運転免許証のこの返納につきましては、返納されたとき、そのときから即交通弱者となっているという現状ではないでしょうか。交通空白地域、今までの本市のバス体系のそのところと、今まちづくりもかなり変わってきていると思うのですが、そのうえからこの交通空白地域解消と、そして高齢者の皆様の対策として、先ほども答弁はいただきましたが、どのように今後取り組んでいくのか、もう少し詳しくお示してください。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 交通空白地域解消と

高齢者対策についてお答えいたします。

当市には、採算性が見込めずに、もとより路線バスが運行されていないいわゆる空白地帯もございますけれども、運行されていたものの、利用者の減少等によって路線が廃止された地域もございます。後者の例といたしましては、JRバスが運行してありましたむつ地区の松森町方面の路線のほか、下北交通が運行してありましたむつ地区の松山町方面の路線、そして大畑地区の薬研線などがございます。このうち薬研線につきましては、当該路線沿いの高橋川と小目名地区からは大畑の市街地までの距離が大変長く、タクシー等の利用では住民負担が大きいこと、また当市の観光資源の一つでございます薬研温泉を抱えているという理由から、交通手段の確保について地元住民の皆様と話し合いを重ねまして、大畑庁舎と薬研を結ぶ現在のデマンドタクシーが運行されております。

このタクシーは、運行経路と1日8便の運行時刻が決まっております、予約があった便だけが乗り合いで運行されるものでございます。平成22年8月から地元のタクシー事業者に委託して運行しております。

一方、バス路線が運行されていない地域においては、新たに路線を設けるというようなことは現状では厳しいものと認識しておりますけれども、病院あるいは商業施設等の立地などによりまして、相応の利用者が見込まれる場合は事業者の判断に委ねられるものでございます。

また、下北郡内の市町村で組織いたします下北地域公共交通総合連携協議会では、今年度から70歳以上で運転免許証を返納し、運転経歴証明書を取得された方を対象に、路線バスの回数券の補助制度も設けております。高齢化の進展によりまして、自動車を運転しない人がふえていく中で、公共交通の維持、確保というのは地方自治体が抱

える大きな課題でございますけれども、先ほどの市長答弁にもありましたように、まちづくりと一体で交通施策を展開していくことが重要であると考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 22番。

○22番（鎌田ちよ子） 検察庁は、1月15日、道路交通法の改正案を発表しました。75歳以上の高齢者ドライバーに対する認知機能検査を強化し、認知症の疑いが見つければ、医師による診断書提出を義務づけました。そして、認知症機能検査におきましては、1分類、認知症のおそれがあるに判定された場合、医師の診断を義務化し、認知症と診断されれば免許取り消しや停止処分、また道路の逆走や信号無視など、一定の違反を行った場合も臨時の検査を実施する方針です。

ところで、住みにくさの第一の理由として半数近くを占める理由は、公共交通が不便であるということとは皆さんご存じのとおりでございます。そして、誰しもが年を重ね、加齢による視力、聴力の低下や反射神経の衰えなどにより運転が困難になるということ、また車を運転することによって交通事故の加害者にもなる可能性も出てきます。このようなことから、本市は急速な高齢化が進んでいます。この問題は喫緊の課題ではないでしょうか。まちづくりのかなめである交通政策基本法に基づく施策を強い決意で進めていただくようよろしくお願い申し上げます。

次の再質問は、外出支援サービス事業についてお伺いします。身体障害者や高齢者の皆様は、車椅子やストレッチャー付きの福祉タクシー、福祉輸送車両を利用しなければ移動が困難です。外出支援サービス事業として、利用者と家族の身体的、精神的及び経済的負担の軽減を図るという大きな目的でこの事業を推進されてきたと思います。利用の状況、過去3年間の実績と今後の課題についてお伺いします。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 外出支援サービスについてお答えいたします。

このサービスは、リフトつきストレッチャー装着ワゴン車などで、外出が困難な在宅の高齢者及び障害者の通院等の送迎を行うもので、道路運送法及び同法施行規則に基づき、むつ市が自家用有償旅客運送車として東北運輸局へ登録申請し、社会福祉協議会に委託して実施しているものであります。

過去3年間の利用実績を平均いたしますと、1年間の会員登録者420名のうち、実利用者数は362名で、延べ利用件数は5,197件であります。平成27年1月末現在の会員登録者は263名で、利用延べ件数は3,500件と幾分減少傾向にあります。

本市が行っている市町村福祉輸送は、あくまで公共交通機関を利用することが困難な方々に限定し、ドア・ツー・ドアの個別輸送をするものでありますので、対象者は原則要介護3以上の方、または身体障害者手帳の障害等級が下肢、体幹2級以上の方で車椅子またはストレッチャーを利用しなければ移動することが困難である方としております。身体障害者手帳等をお持ちの方は、バスは5割、タクシーは1割引となる制度がございますので、それを活用して、公共交通機関をご利用できる方はそちらを優先してご利用いただきたいとの趣旨でございます。

なお、この移送サービスを維持するため、年間約1,200万円以上が一般財源より支出されていることも課題の一つであります。したがって、外出支援サービスにつきましては、今後も真にサービスが必要な方々に対し、利用状況等を踏まえ運営していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 22番。

○22番（鎌田ちよ子） この外出支援サービスには、

一般財源から1,200万円余の支出との答弁もいただきました。平成25年2月1日現在の本市の高齢化率は25.7%でした。年々高齢化率が上昇し、特に後期高齢の増加が顕著です。きのうまで元気であったとしても、突然のけがや病気で想定外の健康状態に陥ることがあります。今後ますます介護を必要とする高齢者の増加が懸念されます。

また、一方では、介護者自身の高齢化や核家族化の進行と地域における連帯感の希薄化なども起因して、介護力が低下していることが大変危惧されるところです。外出支援サービス事業が在宅介護を支えていると私は認識しております。この利用者負担料金額につきまして、明確な金額をお聞きしたく、ストレッチャーつき福祉輸送とかもろもろございますが、ヒアリングでお願いした部分の中で、むつ総合病院から脇野沢いこいの里、また同じくむつ総合病院から大畑分庁舎付近、そして川内分庁舎付近、この3パターンについて、利用者負担の料金額を明確にお聞きしたいと思いません。よろしく申し上げます。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） お答えいたします。

外出支援サービスの利用料金についてでございますけれども、利用料金は走行距離による料金設定となっております。ご指摘のむつ総合病院から脇野沢いこいの里付近までの走行距離は45キロとなりますので、利用料金は片道2,400円、むつ総合病院から大畑分庁舎付近までは20キロで1,400円、川内分庁舎付近までは30キロで1,800円となっております。

○議長（山本留義） 22番。

○22番（鎌田ちよ子） ありがとうございます。

地域包括ケアシステムを構築している中で、在宅現場の医療と介護を支える大きな柱がこの外出支援サービス事業ではないでしょうか。

今部長からご答弁いただきましたが、実は私も

いろいろ調査をいたしました。このストレッチャーつき移動において、本市で24時間、365日、いつでも、どこでも、すぐに対応してくれるという事業所がなかなかなくて、皆さん大変悩んでいたところでしたが、1年前に若者3人で立ち上げた民間の福祉限定移送サービス会社がようやく誕生いたしました。私も先日この会社を訪問して皆様と懇談してまいりました。その中で公的なところがお休みだった、長期休みだった、年末年始は特にフルで仕事をしましたというお話を聞いてまいりました。この方々は、どこからも、誰からの応援もなく、そして若い3人が一番頑張っていました。私も心情的に何か応えてあげられないかと思いながら、また頼もしくお話を伺ってきました。皆さんが元気にこの介護の現場を支えていただけたらなという思いの中で伺ってまいりました。

まちづくりのうえから、公共交通全般に対して市長のご所見をお伺いいたします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まちづくりの観点から、公共交通全般のあり方ということでございます。ご質問の中で交通政策基本法の理念として、誰もが、どこでも、いつでもということで上げていただきました。私もまさにそのとおりだと思います。そしてまた、福祉輸送が自治体の責務であるということも認識しております。

ただ一方で、この当市の状況を見ますと、市道だけで400キロを超えるというような道路交通網になっており、極めて広域な行政の区域であるということだというふうに考えています。そういった中では、交通政策についても選択と集中という考え方が用いられるということは間違いがないことであろうというふうに思います。

そうした中で、我々の都市政策としては、まず

は今ある都市計画区域内の白地地域については特定用途制限区域というものをかける、そして川内、脇野沢エリアには準都市計画区域をかける、そして中心部には立地適正化計画ということで、居住、福祉、そういったエリアを集約していく、そういうコンパクトシティにしていくということでございます。

コンパクトシティ構想の中には、こうした都市機能の集約プラスその集約された都市との間を効率よく結ぶネットワークという考え方がございます。こうしたコンパクトシティを目指していく、その中での政策、都市計画としての政策、都市政策としての助成の政策、そういったことを実現していく中で、その公共交通についての選択と集中も図って行って、我々としてはいつも高齢者に寄り添った交通政策、弱者に寄り添った交通政策を実現してまいりたいというふうに考えております。

ただ、それだけではなくて、災害対応のときも申しましたけれども、基本となるのはやはり自助、時間の力で何とかするということがまず第1点、そして共助、近所の人たちとの助け合い、その後に初めて公助ということが来るということでございますので、そういった点も踏まえながら、我々としては都市政策、そして交通政策を実現していきたいと、そのように考えております。

○議長（山本留義） 22番。

○22番（鎌田ちよ子） よろしく申し上げます。

質問の2、市民の健康づくりについて。高齢者の肺炎球菌ワクチン定期接種は、平成30年までの経過措置として65歳以上の5歳刻みの年齢の方のほかに身体障害者手帳をお持ちの方など非常に複雑な定め方となっています。高齢者の方々は、なかなか広報とかを見るのが大変不便というか、活字を読むのが不得意とも聞いています。そういうことのうえから、対象者であるかどうかもまたわ

かりにくい制度となっておりますので、個別通知が重要と考えます。さらに丁寧な対応をよろしく申し上げます。

続きまして、追加健診、上乘せ健診について確認させていただきます。県内10市、また郡内、町村におきましての追加健診、上乘せ健診につきましては、この実施項目が多いところ、また少ないところそれぞれ違います。追加健診の取り組みについて、詳しくお知らせください。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 申しわけございませんけれども、鎌田議員おっしゃられている追加健診というのは、特定保健指導のことと思われます。そのことについては、先ほど私の部長答弁の中でお答えしたところでございますけれども、生活習慣予防のためということで、特定健診を受けた後で、そういうふうなサポートが必要な方々について保健指導をしているという状況でございます。そういうことでご理解願いたいと思います。

○議長（山本留義） 22番。

○22番（鎌田ちよ子） 部長から答弁いただきました。といいますのは、県内、例えばむつ市、五所川原市、十和田市、この上乘せ健診の項目がそれぞれ取り組み方が違うのです。これは、それぞれ生活習慣病、その自治体でチェックが入っているところをサポートするために各自治体でこの項目を決めているのではないかという思いもあって上乘せ健診の取り組み方について質問させていただきました。

呉市では、保健師などが主治医と連携して保健指導を行う糖尿病性腎症等重症化予防事業で、2010年から2013年度の対象者約260人のうち、透析移行者はゼロで、新規透析患者数の減少につながっているとの報告がありました。本県では、平成24年から県と医師会により糖尿病病診・診診連携システムモデル地区となっている弘前市と青森

市で、かかりつけ医と糖尿病専門医療機関が連携して紹介、逆紹介で適切な治療と指導、相談を受ける取り組みが治療効果を上げていると伺っています。今後地元の医師会とのさらなる連携強化や追加健診の充実など、十分な取り組みをお願いいたします。

質問の1のこともありまして、昨年県内在住の医師と懇談する機会がありました。先生は「青森県の医療の質は決して悪くはない。短命の理由はたばこの吸い過ぎと健診を受けないことだと思う。誰もが、がんは怖い、がんで苦しみたくないと思っているでしょう。そして、検査や治療も怖い。自分は大丈夫と検診から逃げてしまっているのではないか。その積み重ねががんを進行させ、発見をおくらせている。誰かがほんの少し後押しをしてくれると検査を受けると思う」と話されていました。市長は、折々に市民の健康に寄せる熱い思いを語っております。むつ市が目指すこの健康寿命ということにつきまして、市長の思いを伺います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） むつ市の健康寿命についての思いということでございます。言うまでもなく答弁でも申し上げましたけれども、青森県は短命県ということで47都道府県の中で最下位、そして男性は、これも全国の全市の中でワースト8位、女性がワースト16位という極めて低い状況にあります。私も弘前大学の医学部の中路教授とちよっとお話をさせていただくと、どうやらやはり高齢者になってから、99歳の方が100歳まで生きるとか、そういったところで寿命が短いということではなくて、40代、それから50代の方々がやはり病気でとか、あるいは突然にということ亡くなるという事例が多いということから、この健康寿命が短いのが青森県の現状であるというふうに言われています。

それで、私もさまざまな機会を通じて、今般1月に健康づくり宣言をさせていただいて以降、本当に自分の身近な方々から、たばこをやめていただきたいということを常々申し上げているわけがありますけれども、あるいはお酒の量も控えてほしいということも言っているわけですが、なかなかそういったところには至らないというのが現状であります。

鎌田議員がご指摘されたとおり、もう一押しということが何か必要なのではないかとということをお自身は考えております。そういった意味で、たばこやお酒ではないですが、今始めたのが健康マイレージ事業でありまして、運動という場面で何か新しくインセンティブがあって、楽しい取り組みの中で自分の健康を考える機会があれば取り組んでいただけないかということでこの事業を始めさせていただいています。

また、それ以外でもたばこやお酒、それから運動のことに関して、これからも新しい政策をしつかりと考えて、少しでも市民の皆様が健康を、自らの健康を考える機会をふやしていきたいと、そのように考えております。

○議長（山本留義） 22番。

○22番（鎌田ちよ子） 市長からもお話ありがとうございました。ありがとうございます。

新年度取り組まれるこの健康マイレージ事業は、この健康の大きな後押しの力になっていただきたいと私も切に願っております。平均寿命を延ばすことももちろん大事です。ですが、一番はやっぱり健康寿命を延ばすことではないでしょうか。

むつ市成長戦略2015の中心となるのは、政策展開はこの健康まちづくり、これが一番だと思えます。私も家族やまた友人、知人を巻き込み、楽しみながらこの健康マイレージカードゲットにチャレンジさせていただきます。

今回の質問、大変にありがとうございました。

○議長（山本留義） これで、鎌田ちよ子議員の質問を終わります。

ここで、午後2時20分まで暫時休憩いたします。

午後 2時11分 休憩

午後 2時20分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎佐賀英生議員

○議長（山本留義） 次は、佐賀英生議員の登壇を求めます。8番佐賀英生議員。

（8番 佐賀英生議員登壇）

○8番（佐賀英生） こんにちは。8番、市誠クラブの佐賀英生でございます。むつ市議会第223回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問させていただきます。理事者各位の前向きな答弁をよろしくお願いいたします。

ことは、戦後70年の年に当たり、当時生まれた方々も古希を迎える年となっております。戦後の日本は、世界でも類例を見ないほどの復興を遂げ、今日に至っております。4年を迎える東日本大震災も、事情は違うものの、一日も早い復興を遂げていただきたいと心より願うものであります。

戦後に目を向ければ、当時の方々は皆ご高齢になっており、一部新聞にも載っていましたが、昭和22年に創設された日本遺族会のあり方も検討されつつあると聞いております。私は、南京事件、シベリア抑留について体験者から話を伺いましたが、戦争は絶対に起こしてはならないし、時に戦争は人を狂わせるものとも聞きました。ただし、一部の外国が言うような、また某新聞が大げさに報道したようなことはなかったとは言えないが、

曲げられて伝わっていると私は感じております。いずれにしましても、戦争はしないことが原則で、自衛措置としていたし方ないとしても、自らが加担することは絶対にしてはならないと思います。70年間戦争に加担しなかったという世界でもまれな国としての誇りを持って進んでいくべきと思っております。一つの節目として、私どもも戦争についていま一度考えるべきだと思います。

本日は、その戦火をくぐり抜け、今日の日本の礎を築いてくださった方々に関する質問と、今後の日本をつくっていく子供たちに関する質問をいたします。前向きな答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、2項目4点について質問いたします。

まず、1項目めの老老介護について質問いたします。老老介護または老老看護とは、家庭の事情などにより、高齢者が高齢者の介護をせざるを得ない状況のことで、日本のような高齢化社会を形成していく国家ではよく見られるケースです。高齢の夫婦や親子、兄弟において、妻は夫の看護を、息子が母親の看護を、姉が妹の看護をとというようなさまざまなケースがあり、家族が共倒れする危険性や、介護疲れによる心中事件などがあることから、大きな社会問題となっております。また、老老介護の増加に伴い、認知症の高齢者を介護する高齢者自身が認知症を患い、適切な介護ができなくなる認認介護も増加しております。この場合、第三者のケアが必要となりますが、プライバシーの問題もあって、なかなか家庭内に立ち入ることができないのがネックとなっております。

介護を必要としながら自宅で暮らしている65歳以上の高齢者のうち、65歳以上の同居の家族が介護を担っている割合が2013年時点で5割を超えたことが厚生労働省が昨年7月に発表した国民生活基礎調査で明らかになりました。介護保険制度に

より、要介護及び要支援の認定を受けて、自宅で暮らす人を対象に行った調査で、老老介護の割合が5割を超えたのは2001年の調査以来初めてのことだそうです。

少子化が進んでいる現在において、当然といえば当然ですが、2004年の調査と比べても10%増加で、さらに介護するほうもされるほうも、75歳以上の割合は2004年の調査と比べても19.6%から29%にまで増加しております。介護保険を利用すると、各種サービスが受けられますが、サービスを利用した世帯割合は8割で、世帯構造別に見ますと、単独世帯が84%の利用に対し、夫婦のみの世帯では4分の1の世帯が介護サービスを利用していないとのことです。家族で面倒を見る人がいれば、できる限りそれで済ませようという考え方がまだ根強いという考え方がうかがえるデータです。私は、担当者がきちんとそういう制度があるということを教えているのかと疑問に思っております。

ちなみに、主要な介護サービスを利用していない理由のトップは、「家族介護で何とかやっている」で4割を超えております。ここで私が思ったのは、現代と違い、その年代の人たちは極力国の世話にはならない、何とか頑張ろうという考えがあるのではないのでしょうか。

しかし、同居の介護のうち7割近くが悩みやストレスを感じており、その原因は家族の病気や介護という介護そのものが7割を超えて最も多いのですが、自分の病気や介護を心配している人も3割近くおり、続いて収入や借金、家族との人間関係、自由な時間、仕事のことなどとなっております。

ここで気づいたことは、金銭的な心配は男性のほうが多く、人間関係的な心配は女性のほうが多いということがデータから読み取れます。

介護時間では、要介護1（日常生活に部分的介

護が必要）でも半日以上の時間を介護に要するという人が2割を超えており、要介護3（立ち上がったり歩いたりできず日常生活に介助が必要となる）では半数を超える人が半日以上介護に費やしているとのことです。悲惨な事件をなくすためにも、適切に公的サービスの利用を促すことや、介護者自身の生きがいや自由な時間の確保に努めるということも必要と考えます。

経済産業省や厚生労働省は、介護者の負担軽減のため、介護ロボットの開発、販売する企業を後押しする施策を進めております。こうした流れを受け、国立長寿医療研究センターでは、2015年度は介護や福祉に役立つロボットの開発や普及を目的とした高齢者生活活動支援ロボットセンターを新たに開設することを発表いたしました。ことし4月には、研究室を発足させ、8月には開所予定となっております。福祉ロボットの開発や、現場の声を開発に生かす研究の場を提供し、全国で福祉ロボットの開発に大学や企業が参加することは私は大賛成です。

少子高齢化、介護従事者不足により介護の担い手が減り、老老介護がふえようかという現状において、最新鋭のテクノロジーを生かすということは老老介護の体力面を補うとともに、新たな発症も防ぐことができるのではないかと期待しております。

介護を受けなくてもいいように、健康なうちから心身を鍛え、予防が一番大切なのは誰もがわかっていることですが、実行が伴わないのは私だけではないと思います。当市において予防という観点からいろいろな施策を行っていることは承知しておりますが、老老介護をつくらぬよう努力すべきと考えます。

以上のことを踏まえ、質問いたします。

1点目といたしまして、当市の老老介護の実態について。

2点目といたしまして、今後の老老介護の見込み及び対策についてを市長にお伺いいたします。

続いて、2項目めの教育行政の給食について質問いたします。むつ市議会第216回定例会の一般質問でも、学校給食について質問いたしましたが、このときは残飯の処理、自校生産、廃油処理、アレルギーなどについて質問いたしましたが、今回は食材について質問いたします。

昨年8月に雑誌Aが外食産業における、10月に雑誌Bが学校給食における中国食材について載せました。特に雑誌Bの学校給食編は、3回にわたり特集を組み、大々的キャンペーンを張ったものでした。全国的調査ではなく、東京都、神奈川県及び政令都市が主でありましたが、反響が大きく、私も雑誌Aの記事から、かなりの中国産が出回っているのは知っておりましたが、また私自身が料理をするので、産地表示を見てもかなりの中国食材の使用が多いのは知っておりましたが、中国食材の利用は外食産業が主だと思っていたら、学校給食素材にもかなりの割合で使用されており、7年前には北海道の小樽市の小学校では食中毒まで出ていたことには驚かされました。

ここでお断りしておきたいのは、中国食材が全て悪いということではなく、扱い方の問題と衛生管理に疑問を呈しているということをつけ加えさせていただきます。

輸入に頼っている我が国は、全部を賄い切れなないことは重々承知しております。余りにも安価で不衛生な食材が入ってくることも迷惑な話です。特に昨年は、エビの養殖が天候の不良のためかなりの減産及び輸入ストップという事態になりました。エビ好きの私としては大変残念で、高いエビを食べざるを得ませんでした。バナメイエビは結構入ってきましたが、私の好きなアカエビの生がほとんど入ってこなかったからです。外食産業、とりわけ回転ずしは、かなりの割合で中国産を中

心とした外国物が多く使われております。各チェーン店によって割合が違いますので、ここではこの程度としておきますが、食材は加工品はほとんどと言っていいほど中国産と聞いております。安く大量に入るからです。品切れもなく安定的に供給できるからです。

学校給食に目を向ければ、栄養士さんが苦労してカロリーやメニューを考え、子供たちに栄養のあるものをと知恵を絞っていることは伺っております。しかし、どうしても国産品で賄えないもの、仕入れ先からの食材に使用されていることは不可抗力となってしまいます。また、一々全てを国産にという発注も現実的には無理かと思えます。

都会は物流が多く、食材は比較的手に入りやすいのですが、地方では種類豊富な食材は手に入りやすく、一括購入し、価格を抑え、総合商社的にまとめて扱っている例が多いと聞いております。特にセンター方式では、大量調理、大量運搬のため調理時間が制約され、アレルギーの子供たち用に別枠での調理となったり大変な手間がかかっていることと思えます。

雑誌Bでは、食の専門家や栄養士、調理師で組織する全国学校給食を考える会のコメントや、給食現場を見てきた食育アドバイザーのコメントも多く載せており、中国食材の危険性を問うております。雑誌Bのキャンペーンを受けて、早速切りかえたのは東京都杉並区や福岡市などがあります。その他に見直しをかけていく自治体が相当数出ているとのことでした。

また、地産地消にこだわり、食材の半分を使用している新潟県燕市、地産地消から一歩進み、学校屋内生産消費を目指している愛媛県今治市など、学校給食に国産品を取り入れている自治体もあります。それら全てトップが指示しているとのことで、雑誌Bのキャンペーン後、杉並区は区長が即時命令したとのことでした。子供のうちにしっ

かりとした味覚を育て、非健康食品を排除するのは大人の務めであり至極当然のことと考えます。

「むつ市のうまいは日本一！」を掲げている当市は、子供から始めるべきと考えております。

以上のことを踏まえ、お伺いいたします。

1点目として、給食食材の国産品と輸入品の割合について。

2点目といたしまして、地元材料の使用割合について教育委員会委員長にお伺いをいたします。

以上、壇上での質問とさせていただきます。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 佐賀議員のご質問にお答えいたします。

保健福祉行政についてのご質問の1点目、当市の老老介護の実態につきましては、担当部長より説明いたします。

ご質問の2点目、今後の老老介護の見込み及び対策についてお答えいたします。

まず、老老介護は、高齢者が高齢者を介護するということでありますが、高齢者数の増加、核家族化の進行により老老介護もふえると予想されます。市では、介護をしている方の心身の負担を少しでも軽減することを目的に、介護方法等を習得していただくための家族介護教室を昨年度は34回開催し、延べ389人の方々に参加していただいております。元気なうちから介護の方法を覚えておくことで、介護に対する精神的な不安が解消されるという効果もあり、また要介護高齢者の在宅生活継続につながります。

また、介護保険サービスの中には、短期間だけ施設に入所するショートステイや、日帰りで入浴や食事のサービスが受けられるデイサービス等がありますので、こういったサービスを利用することにより、介護をしている方の精神的なストレス解消や介護負担軽減を図ることができると考えら

れます。ただ、中には社会参加できない立場に置かれている方や、介護サービスを受けないで頑張っている方々もいらっしゃいますので、そういった方々が老老介護で社会的に孤立することがないように、市では現在ほのぼのコミュニティ21推進事業によるほのぼの交流協力員の高齢者見守り活動のほか、民間事業者と高齢者見守りネットワーク協定の締結を進めているところであります。これは、配達やライフラインの検針の際に高齢者宅の異変に気づいた場合、市の地域包括支援センターに連絡通報をしていただくものであります。さらに、市内3カ所に設置している地域包括支援センターを中心に、協力機関である市内6カ所の在宅介護支援センターの訪問活動や窓口機能など、きめ細やかな相談体制で、介護される方や介護している方への支援を行っております。

今後は、老老介護の世帯やひとり暮らしの高齢者が社会的に孤立しないように、また介護する方の負担やストレスが少しでも軽減されるように支援体制の拡充を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

教育行政についてのご質問につきましては、教育委員会から答弁をさせていただきます。

○議長（山本留義） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 佐賀議員のご質問にお答えします。

教育行政についてのご質問の1点目、給食材料の国産品と輸入品の割合についてお答えいたします。

青森県における平成25年度の学校給食における地元食材の使用状況調査では、むつ市の国産品の使用割合は約83%、輸入品は17%となっております。国産品の主なものは、米、牛乳、野菜類、肉類及び肉類・魚類の加工品で、輸入品の主なものは、パン、麺の原材料となる小麦粉、バター等の

油脂類、砂糖などの調味料など、国産品での調達  
が不足している材料、または原材料を輸入品に依  
存している材料が多くなっております。

輸入品の個々の原産地については、現時点では  
分類しておりませんが、近年給食メニューの多様  
化、さまざまな材料の使用並びに日本の食料自給  
率の現状からすれば、多くの国の材料を使用し、  
材料の一部を輸入品に頼らざるを得ないものと思  
えております。

輸入品の安全性については、厚生労働省検疫所  
で食品衛生法に基づいた審査や検査を行っている  
ほか、市場等においては所管の保健所が国産、外  
国産を問わず検査を行っており、一定の安全性が  
担保されているものと認識しております。

しかしながら、給食を通じ、児童・生徒の口に  
直接入る食材となることから、これからも安全で  
安心なものを提供できるよう、アンテナを張りな  
がら、情報収集に努めてまいりますので、ご理解  
賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、地元材料の使用割合に  
ついてですが、使用料ベースで青森県産の使用割  
合は全体の59%、約415.8トン、むつ市の生産物  
の割合は全体の2.2%、約15.8トンとなっております。  
数値的には、むつ市の生産物の使用料が大  
変低くなっておりますが、むつ市の生産物が市場  
に出荷し、流通されるものの多くは青森県産とい  
う扱いになっておりますので、青森県産と表示さ  
れたものの中には、市内で生産されたものが少な  
からず含まれていると思われま

す。  
給食の材料として直接市内の農家から購入して  
いる事例を挙げますと、川内、脇野沢地区の学校  
に給食を提供している西通学校給食センターで  
は、地元の農業団体から有機栽培米を、近川中学  
校に併設している南通地区学校給食共同調理場  
では有機肥料で栽培したニンジン、ジャガイモ、白  
菜、キャベツといった野菜を購入し給食に使用し

ております。その他市内の法人で生産された卵、  
豆腐などの大豆加工品なども給食材料として使用  
しております。

地元食材の中には、生産、出荷時期や生産量の  
兼ね合いから時期を限定せざるを得ないものもあ  
りますが、有機栽培で安心安全な生産物であるこ  
と、生産者において貯蔵管理し確実に供給できる  
こと、市場価格より安価であることなどから、そ  
れぞれの給食施設において使用しております。

しかしながら、給食の材料としてむつ市の生産  
物の使用割合を上げるためには、衛生面を含めた  
品質管理、安定供給、給食費に見合う価格といっ  
た課題があり、これらを克服することができれば、  
給食の材料として取り入れていくことが可能だと  
認識しておりますので、ご理解賜りたいと存じま  
す。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 佐賀議員のご質問の  
老老介護の実態についてご説明いたします。

当市の老老介護世帯数は、正確には把握できて  
おりませんが、平成25年度に実施いたしました高  
齢者福祉計画、介護保険事業計画策定のための市  
民アンケート調査の結果から判断いたしますと、  
在宅で介護サービスを受けている高齢者がいる世  
帯約2,130世帯のうち、誰かの介護を受けている  
世帯が約1,660世帯、そのうち老老介護と推測さ  
れる世帯は約46%の760世帯程度と推測されま

す。  
また、介護者として多いのは、子が44%、配偶  
者が29%で、性別では女性が約7割という結果に  
なっております。

以上です。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） 答弁をいただきました。

まずは、教育行政、給食のほうからいかせてい  
ただきます。

先ほど教育長の答弁がありました国産を83%と

聞いて、額面どおり受けとめれば大変すごい、全国でも有数なぐらいのパーセンテージなのですけれども、ちょっと私が疑問に思うのは、給食の食材というのはある程度一定で固まって、青森とかそういうところから入ってくるものがありますよね。それというのは、例えばエビですとかアサリ、キクラゲ、マッシュルームなんというのもその食材の中に入っているわけですよね。その分はどういう扱いになっているのか。もしわかれば、国産として扱っているのか、それともそのセンターから来るからそういうふうになっているのか、わかれば結構です、わからなければ、それで結構ですけれども、どのような扱いになっているかお願いいたします。

○議長（山本留義） 教育部長。

○教育部長（古川俊子） お答えいたします。

今の佐賀議員のご質問に対しては、こちらでちょっと把握をしておりますので、お答えできません。申しわけございません。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） わかりました。ああいうというのは、一つのブロックになって、一々産地まで書いていないと多分思いますが、ちょっと83%というのは余りじっくりこない数字なものですからあれしましたけれども、でもこれを割り引いたとしても、かなり国産を使っているということで、安心させていただきました。

何が一番大事かということ、やっぱりどうしても先ほど教育長がおっしゃったとおり、いろんな管理を受けたりとか検査を受けて、検疫を受けてくる。しかしながら、今もってそういうトラブルがある。特にトラブルの多い品種というのは、承知のとおりマッシュルームですとか、特にアサリですとか、ああいう山菜ミックスですとか、そういうのが来ると。ただ、一々それにこだわっているわけではないのですが、何もなければいいのです

が、結構あちこちで、学校で小さなものが出ています。一番多いのは添加物ですよ、そういうものがあるということで大変残念に思っております。

先ほどの説明の中であった子供の一定の安全性を確保しているというのは、私もある程度認めておりますので、今後は今以上に地元食材、また国産品でいくように進めていただきたいですし、また地元食材を使うということは、どうしても値段に合わないというのも重々承知しております。ですから、こちら辺のところ、給食の1食当たりの金額というのが大体全国平均が250円から300円と聞いているわけですが、大体そういう考え方でむつ市もよろしいものでしょうか、お願いいたします。

○議長（山本留義） 教育部長。

○教育部長（古川俊子） お答えいたします。

給食費の値段というのは、各給食施設、給食センターによって違うわけですが、大体300円前後と考えていただいて結構でございます。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） ありがとうございます。わかりました。何とか子供たちのためですから、やはりおいしいのとか体にいいのというのは記憶に残るわけで、教育長もご存じのとおり、何かおいしいのを食べれば幸せな気分になりますよね。本当に私も食べるのが大好きなものですから、そういうメンタル的な部分と、特においしいのを食べたときの記憶というのは、脳の中に、科学的にいつでもきちんと残ると。こういうものを幼少期から育てていきたいと思えます。

続きまして、老老介護のほうに移らせていただきますが、先ほど市長、部長からいろいろ説明を受けさせていただきました。大変私もそのように思いますし、また一生懸命やっているのはわかるのですが、今後において、やっぱり私もよわい50歳

を超えますと、仲間とかにそういう関係者がふえてまいります。先般も私の知人で90歳近い母親をみとった60歳半ばの息子さんがいらっしゃいましたが、大変苦勞しているのを目の当たりにしております。あすは我が身です。やはりこういう老老介護、また年上の方をいたわらなくてはいけないというのはわかりますが、どうでしょう、今部長のほうから説明がありました、しっかりした数は把握していないということですが、今後においてある程度の数を把握して次に向かっていくというような考え方はありますでしょうか、お願いいたします。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） お答えいたします。

要介護認定者二千何人ほどいらっしゃるわけですが、その中の9割以上の方が何らかのサービス、居宅サービス等を利用しておられるわけで、その方々についてはケアマネジャーが月1回必ず訪問してケアプランなるものを立てるために、その家庭の状況とか介護者の状況ということをつかんでおるわけですので、専門職が入っているという意味では、そういう部分においては大丈夫のかなというふうには考えております。

老老介護も含めて介護者がいる家庭で一番問題なのが、議員おっしゃられたみたいに、介護サービスは使わなくて大丈夫だと、そういうことで一人頑張っている家庭とか、または介護認定を受けつつ行政の世話にはならないというふうなことで介護サービスを使っておられない方々、そういう方々がなかなか把握できず、こちらのほうでもそういうふうな方々への支援というのがちょっとどうなのかなという部分もあるわけです。そういう方々については、地域包括支援センター、市内に3カ所ございますし、それから在宅介護支援センターなるものが市内に6カ所ございます。

そこの専門職が介護認定を受けているところ、またはご近所から、民生委員のほうからのお話を聞いたりして、介護者がいるみたいだというふうなご家庭まで訪問してその実態を把握する調査を行っております。その在宅介護支援センターのほうでは、昨年度の実績として述べ530件の高齢者宅を訪問して支援の必要な高齢者の生活状況等を把握しているというふうな現状でございますので、今後もそういうふうな民生委員の方々とか、ご近所の方々との連携を保ちながら、そういうふうな家庭について掘り起こしといたしますか、支援の手を差し伸べていきたいとこちらのほうでは考えているところでございます。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） 答弁をいただきました。まさしく今部長がおっしゃったとおり、一生懸命頑張っている人がやっぱりいるわけですよ、国の世話にならない、そういう私的なサービスを受けないと、何とか頑張ってもらおうという、そういう方もいらっしゃいます。また、私の身近なわけですけれども、そうやって頑張っている方が、先般旦那さんが亡くなられて、まだ若いのですけれども、そうしたらその奥さんが一気に病気になってしまったわけです。一つの張りといいますか、それが張りだったのか、苦勞だったのか、それはわかりませんが、その後がちょっと抜け殻といいますか、何か白くなってしまった感じがするわけで、やはりそういう人のフォローアップといいますか、例えば一人になって、そのほかに近所に子供もいない、二人世帯だと。一人になってしまったと。そうしたら、その周り、ケアマネジャーがいいのか、民生委員の方がいいのか、誰がいいかは別としても、どうでしょうと、今こうやって一つ落ちついたから、おばあちゃん、おじいちゃん、老人クラブに入って頑張ってみませんか、生涯学習がありますよとか、社会教育でこういうのが

ありますよとか、社会に参加させるすべ。そして、敬老会もありますよ、今バスが遠いですがけれども、そのうち来年あたりから近くなって町内でも敬老会できるかもしれないですよというふうなものがあつたりなんかしてくれば、なおよしなのですがけれども、そういうところの一人残った方のフォローというか、そういうのまではいかがでしょう、しておりますでしょうか。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 介護をされていて介護者の方が亡くなられたとかということで、ひとり暮らしになってしまう方、そういう方も含めまして、社会に余り出ないで閉じこもりがちになりがちな高齢者の方々に対してのフォローという意味では、老人クラブとかというふうな団体もごございますので、そういうふうな活動のほうに参加していただく的のところも紹介したりしておりますし、それから介護をしていた方であれば、家族介護のほうの教室というところでもお仲間を見つけていただいたりとか、それからあとこちらのほうでもそういう方々の見守りというふうなことに今後も力を入れていきたいと考えておりまして、最終的にはひとり暮らしの世帯に緊急通報システムなるものを配置していったり、または民生委員の方々からの見守り、ほのぼのコミュニティ21推進事業というのがあります、そのほのぼの交流協力員、町内の方何人かでグループを組んでいただいて訪問していただいているとか、そういうふうなところでの見守りの強化によって何とか社会から孤立してしまうような方をなくしたいとこちらのほうでは考えているところでございます。

今後さらにボランティアの団体というのも、育成も考えておりまして、高齢者が集えるサロンのなものも地域ごとにできれば設けていきたいなと、そういうふうな施策も考えているところでござ

います。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） ありがとうございます。

先ほどから、市長、そして部長から何度も何度も出ているその孤立しないようにと、それが私も一番大事かと思えます。せっかく一つのをなし遂げて、やれやれこれからというときに、孤立してしまって周りから疎外されると。極力社会に出れるようなそのロケーションづくりといえますか、雰囲気づくり、そういうものをぜひともやっていただきたいですし、また先ほど壇上でも申し述べましたが、介護ロボットについてはまだまだ先の話かと思えます。やっぱり体力面ですとかそういうものを補ってやる、そういう介護ロボット等々もこれから必要になってくるのではないかと、そのように思っております。いずれにしてもそういう方々を見守ってやる、それから寄り添ってやる、孤立させないというのが一番肝要かと思えます。それもこれも市長の気持ち一つだと思えますので、今後において何とかひとつお願いを申し上げます。

以上で終わります。

○議長（山本留義） これで、佐賀英生議員の質問を終わります。

### ◎散会の宣告

○議長（山本留義） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明3月11日は中村正志議員、目時睦男議員、白井二郎議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 2時55分 散会